令和元年度第2回加東市子ども・子育て会議次第

日時:令和元年10月10日(木)

午後3時00分から

場所:社公民館 2階視聴覚教室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 幼児教育・保育の無償化(制度概要)について
 - (2) 加東市子ども・子育て支援事業計画の検討について
- 4 その他
- 5 閉 会

資料(1)

幼児教育・保育の無償化(制度概要)について

1. 目的 • 背景

消費税率の引き上げに伴う財源を活用し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機 会を保障するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図る

「子ども・子育て支援法」改正→ 令和元年10月1日~**幼児教育・保育の無償化**

2. 対象者及び無償化となる範囲

(金額:月額上限額)

	認可保育所・認定こども園		付幼稚園・ 引(1号認定)	私学助成幼稚園等 (国立大附属幼稚園含む)		認可外保 育施設等
	(2・3号認定)	教育	預かり保育	教育	預かり保育	月心议守
3~5歳児 3歳になった後最初の 4月から小学校入学ま での3年間		0	O(※) 11,300円	25, 700 円 ※附属幼稚園 8, 700 円	O(※) 11,300円	<mark>O(※)</mark> 37,000円
満3歳児 3歳になった日から最初の3月31日まで		0	×	O 25, 700 円	×	
市民税非課税世帯の 〇〜2歳児	0					<mark>○(※)</mark> 42,000円

(※)無償化にあたり保育の必要性の認定が必要 「子育てのための施設等利用給付」の対象

3. 幼児教育・保育の無償化による費用負担の変更

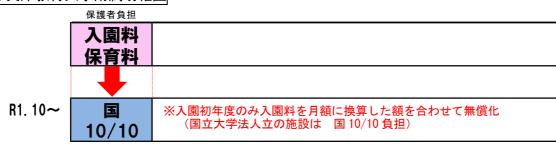
●私立の認可保育所・認定こども園等



●認可外保育施設、預かり保育、私学助成幼稚園、その他保育サービス



●兵庫教育大学附属幼稚園



対象施設

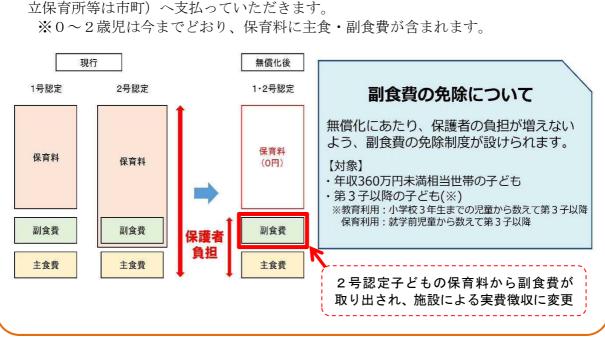
	加東市内	市外
施設型給付幼稚園		公立幼稚園、私立幼稚園
認可保育所	椿山保育園、秋津保育園、さくら保育園、 鴨川保育園(へき地保育所)	公立保育所、私立保育所
認定こども園	加東みらいこども園、米田こども園、三草こども園 泉こども園、正覚坊こども園、東古瀬こども園、河高こども園 たきの愛児園、加茂こども園、高岡育児園、東条こども園	公立認定こども園、 私立認定こども園
私学助成幼稚園等	兵庫教育大学附属幼稚園	(保育料を施設が設定 している)私立幼稚園等
認可外保育施設等	スマイルキッズナーサリースクール(出水)、加東市病院事業 部保育所(ゆめっこ)、加茂病院院内保育所(北野) ヒノデキッズとうじょう(天神)(※企業主導型保育事業)	ひよこ保育園(西脇市)、 院内保育所等
その他の 保育サービス	加東市ファミリー・サポート・センター、加東市病児病後児保育施設(かとっこ)、認可保育所や認定こども園の一時預かり保育等	(加東市内施設と同様)

4. 無償化の対象とならない費用

施設から実費として徴収されている費用(主食・副食費、行事費、通園送迎費等)

○3~5歳児の副食費(おかず・おやつ代)は、保護者に負担いただきます。

保育料に含まれていた3~5歳児の副食費は、実費負担として保育所等の施設(公立保育所等は市町)へ支払っていただきます。



令和元年10月1日から

(参考資料) ①一般用(制度全般)

3歳児から5歳児までの幼稚園・認可保育所・認定こども園 等を利用する子どもの保育料等が共りしてされます

※ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園・認可保育所・認定こども園等

【対象者・利用料】

- ○3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償化
- 0歳児から 2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯が対象
 - ◆無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。 幼稚園・認定こども園の教育利用の子どもは、3歳になった日(満3歳児)から無償化の対象
 - ◆副食(おかず・おやつ等)の費用は保護者負担となります。
 - 年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子の子ども(※)については、副食の費用が免除されます。
 - ※幼稚園・認定こども園(教育利用)は小学校3年生、認可保育所・認定こども園(保育利用)は就学前児 童から数えて第3子以降の子どもを指します。

【対象施設・事業】

- ○幼稚園・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業(※) 企業主導型保育事業
 - ※地域型保育事業とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

認定こども園(教育利用) 幼稚園 の預かり保育

【対象者・利用料】

- ○保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもの 預かり保育利用料が、月額11,300円(※)まで無償化
 - ※利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限は450円)
 - ◆住民税非課税世帯の満3歳児の子どもは、月額16,300円まで無償化
 - ◆住民税課税世帯の満3歳児の預かり保育利用料は、無償化の対象にはなりません。

ポイント 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります

【対象者・利用料】

- ○保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもの利用 料が、月額37,000円まで無償化
 - ◆住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもは月額42,000円まで無償化
 - ◆保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

【対象となる施設・事業】

- ○認可外保育施設(※)・一時預かり事業・病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業
 - ※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育等を指します。

ポイント 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります

(金額:月額上限額)

	認可保育所・ 認定こども園	認定こども	5園(1号)	幼稚園 (国立大附属幼稚園含む)		認可外保育施設等	
	(2•3号)等	教育	預かり保育	教育	預かり保育	¥	
3~5歳児 (3歳になった後、最 初の4月から小学校 入学までの3年間)	0	0	O(※) (11, 300円)	(25, 700円) (附属8, 700円)	〇(※) (11, 300円)	O(※) (37, 000円)	
満3歳児 (3歳になった日から 最初の3月31日まで にある子ども)		0	×	(25, 700円)	×		
〇〜2歳児 (住民税 非課税世帯)	0	※無償化に	あたり「保育の』	必要性の認定」	が必要です	O(※) (42,000円)	

「保育の必要性の認定」とは?

次のいずれかの事由によって、父母(保護者)のいずれもが家庭において児童の保育が困難であること を市が認定することです。

①就労(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害

④同居または長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である場合

(※ただし、現在育児休業取得中で、当該育児休業中に保育(2号)から教育(1号)へ変更申請した児童を除く)



問い合わせ先:加東市教育委員会こども未来部こども教育課(庁舎4階)

TEL:0795-43-0546

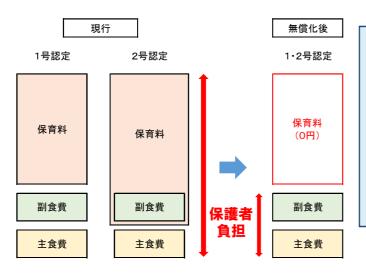
令和元年10月1日から

(参考資料)

②認可保育所・認定こども園利用者用

3歳児から5歳児までの幼稚園・保育所・認定こども園等を 利用する子どもの保育料が無償化されます

- ○3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償化
- 0歳児から 2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯が対象
- ○幼稚園・認定こども園の教育利用については、満3歳児から対象
 - **→**無償化にあたり、新たに手続きをしていただく必要はありません。
 - ◆子どもが2人以上いる場合は、現行制度を継続し、保育所等に入所している最年長の子どもを第1子と数え、保育料を算定します。
 - ※ただし、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- ○1号認定で、保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもの預かり保育利用料が、月額11,300円(※)まで無償化
 - ※利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限は450円)
 - → 市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ○3歳児から5歳児の副食費(おかず・おやつ代)は保護者負担となります。
 - ◆ 0歳児から2歳児は今まで通り、保育料に主食・副食費が含まれます。



副食費の免除について

無償化にあたり、保護者の負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられます。

【対象】

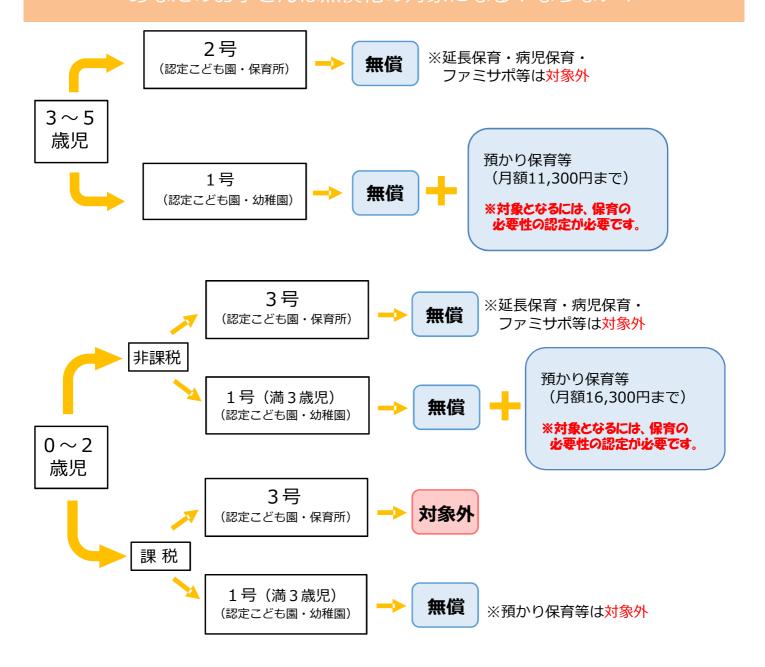
- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども(※)
- ※教育利用: 小学校3年生までの児童から数えて第3子以降保育利用: 就学前児童から数えて第3子以降

問い合わせ先:加東市教育委員会こども未来部こども教育課(庁舎4階)

TEL: 0795-43-0546

幼児教育・保育無償化 対象者チェックシート

~あなたのお子さんは無償化の対象になる?ならない?~



「保育の必要性の認定」とは?

次のいずれかの事由によって、父母(保護者)のいずれもが家庭において児童の保育が困難であること を市が認定することです。

- ①就労(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である場合
- (※ただし、現在育児休業取得中で、当該育児休業中に保育(2号)から教育(1号)へ変更申請した児童を除く)

「保育の必要性の認定」を受けるには、市への申請が必要です。

9月以降に各施設へ申請書等を配布予定です。詳しくは、こども教育課までお問い合わせください。



令和元年10月1日から

(参考資料)

③私学助成幼稚園等利用者用

幼児教育・保育の無償化がはじまります

満3歳から5歳児 (小学校就学前) までの子どもの保育料・入園料 が月額25,700円まで無償化

(兵庫教育大学附属幼稚園は月額8,700円まで)

- ◆入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせて25,700円 (附属幼稚園は8,700円)まで無償化されます。
- ◆給食費等はこれまでどおり保護者負担

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化 対象	実質 負担額
2,600円	6,100円	8,700円 (附属)	0円
-	30,000円	25,700円	4,300円

※4月入園の場合、入園料は12か月で割った数とします。

無償化にあたり、手続きが必要です。

⇒詳しい手続きは裏面をご覧ください。

預かり保育について

保育の必要性の認定を受けた 3 歳児(3歳になった4月1日以降)から 5 歳児 (小学校就学前)までの子どもの利用料が月額11,300円(※)まで無償化されます。

※利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限は450円)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化 対象	実質 負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみが無償化の対象です。 (月額16,300円が上限)

- ※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合は、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。

(月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ⇒詳しい手続きは裏面をご覧ください。

問い合わせ先:加東市教育委員会こども未来部こども教育課(庁舎4階)

TEL:0795-43-0546

通常の教育利用のみの方へ

幼稚園(兵庫教育大学附属幼稚園含む)を利用するすべての子どもは、施設等利用給付認定(新1号認定)が必要となります。

【必要書類】

・子育てのための施設等利用給付認定申請書

通常の教育利用+預かり保育を利用される方へ

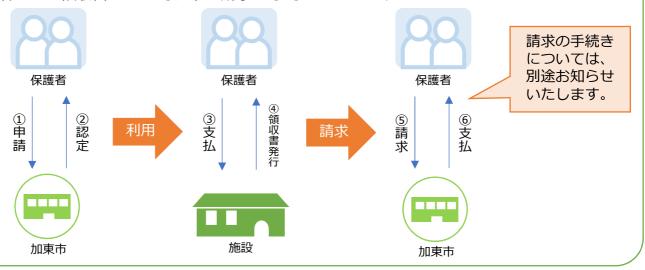
通常の教育利用に加えて預かり保育を利用する子どもは、施設等利用給付認定(新2号認定)が必要となります。

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保育の必要性を証明する書類(就労証明書、または申立書)

施設利用から支払までの基本的な流れ

- ◆認定を受けた子どもの保育料等はいったん保護者の方で負担していただきます。
- ◆施設からの領収書をもって、市へ請求をしていただきます。



書類の配布・提出について

【配布について】

- ・兵庫教育大学附属幼稚園を利用中の方は、園を通して配布します。 ※年度途中に加東市に転入された方は、こども教育課へお越しください。
- ・私学助成幼稚園を利用中の方は、こども教育課までお越しください。 ※ホームページからダウンロードしていただけます。

【提出について】

- ・兵庫教育大学附属幼稚園を利用中の方は、必要書類を園に提出してください。 ※年度途中に加東市に転入された方は、こども教育課に提出してください。
- ・私学助成幼稚園を利用中の方は、こども教育課に提出してください。

令和元年10月1日から

(参考資料) ④認可外保育施設等利用者用

幼児教育・保育の無償化がはじまります

保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもの保育料が、月額37,000円まで無償化

- ◆住民税非課税世帯の 0歳児から 2歳児までの子どもは月額42,000円まで無償化
- ◆給食費等はこれまでどおり保護者負担

無償化の対象となるための要件

- ○<u>「保育の必要性の認定」</u>(子育てのための施設 等利用給付認定(新2・3号認定)) があること
- ○認可保育所・認定こども園等を 利用していないこと

対象施設・事業

- ・認可外保育施設 (一般的な認可外施設・認可外の事業所内保育施設等)
- ・一時預かり事業
- · 病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・ センター事業 (送迎のみの利用は除く)

「保育の必要性の認定」とは?

次のいずれかの事由によって、父母(保護者)のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。

- ①就労(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である場合

詳しい手続きについては、裏面をご覧ください



問い合わせ:加東市教育委員会こども未来部こども教育課(庁舎4階) TEL:0795-43-0546

無償化の対象となるための手続き

無償化の対象となるには「保育の必要性の認定」(子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号認定))が必要となります。

【必要書類】

- 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保育の必要性を証明する書類(就労証明書、または申立書)
 - ※父母(保護者)いずれもの書類が必要となります。

書類の配布・提出について

【配布について】

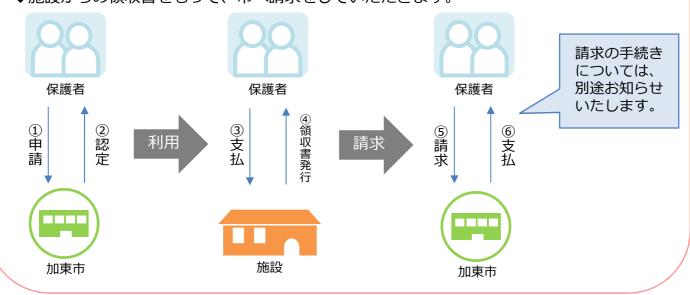
- ・必要書類は、こども教育課(庁舎4階)で配布しています。また、ホームページからも ダウンロードしていただけます。
- ・下記施設を利用中の方は、施設を通して配布します。 ※スマイルキッズナーサリースクール・ひよこ保育園(西脇市)

【提出について】

・申請書類は、こども教育課に提出してください。

施設利用から支払までの基本的な流れ

- ◆認定を受けた子どもの保育料等はいったん保護者の方で負担していただきます。
- ◆施設からの領収書をもって、市へ請求をしていただきます。





第2期加東市 子ども・子育て支援事業計画

骨子案 10/10

令和2年3月 兵庫県 加東市

(あいさつ)





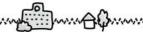
第1章	き 計画策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	5
3	計画期間	6
4	制度改正等のポイント	6
(1) 子ども・子育て支援法の改正	
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	7
(3)児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	7
5	計画の策定体制と経過	8
) 子育て支援に関するアンケートの実施	
(2)「加東市子ども・子育て会議」の設置	8
(3)パブリックコメントの実施	8
第2章	章 加東市の子ども・子育てに関する現状と課題	9
1	統計等からみる加東市の現状	9
(1)人口等の状況	9
2	ニーズ調査から見る加東市の現状	14
(1)調査の概要	14
(2) 主な保育者の状況	15
(3)母親の就労状況	17
(4)育児休業制度利用の状況	20
(5) 教育・保育事業の状況	22
(6)子育て支援施策	24
3	施策の進捗評価	25
第3章	章 計画の基本的な考え方	29
1	計画の基本理念等	29
2	計画の基本目標	29
3	施策の体系図	30
4	重点的な取組	32
第4章	き 施策の展開	37

第5章 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と 「確保方策」	69
1 教育・保育事業等の提供区域	69
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	70
(1)推計の手順	70
(2)子ども人口の推計	71
(3)家庭類型(現在・潜在)別児童数の推計	72
3 教育・保育事業の提供	73
(1)施設型事業	73
4 地域子ども・子育て支援事業の提供	75
(1)延長保育事業	75
(2)地域子育て支援拠点事業	75
(3)病児・病後児保育事業	75
(4) 放課後児童健全育成事業(アフタースクール)	
(5)子育て短期支援事業(ショートステイ)	
(6) 一時預かり事業	
(7) 利用者支援事業	
(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	
(9) 乳児家庭全戸訪問事業(10) 兼奈吉塔諾門東業	
(1O)養育支援訪問事業	
(11) 红郊健冰沙旦学术	0 1
第6章 計画の推進のために	85
1 計画の推進体制	85
2 計画の公表および周知	85
3 計画の評価と進行管理	86
Y27 MAI 465	00
資 料 編	
1 加東市子ども・子育て会議委員名簿	89
2 会議の経緯	89









第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや 家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

加東市(以下「本市」という。)は、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年 3月に「子育て 子育ち応援タウン かとう」を基本理念とした加東市子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

こうした中、平成28年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立 支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援を行なう等の内容が追加されるなど、 子ども・子育て施策に関するさまざまな法律等が施行・改正されています。

また、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年10 月から「幼児教育無償化制度」が実施されることとなりました。

幼児教育の無償化は生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

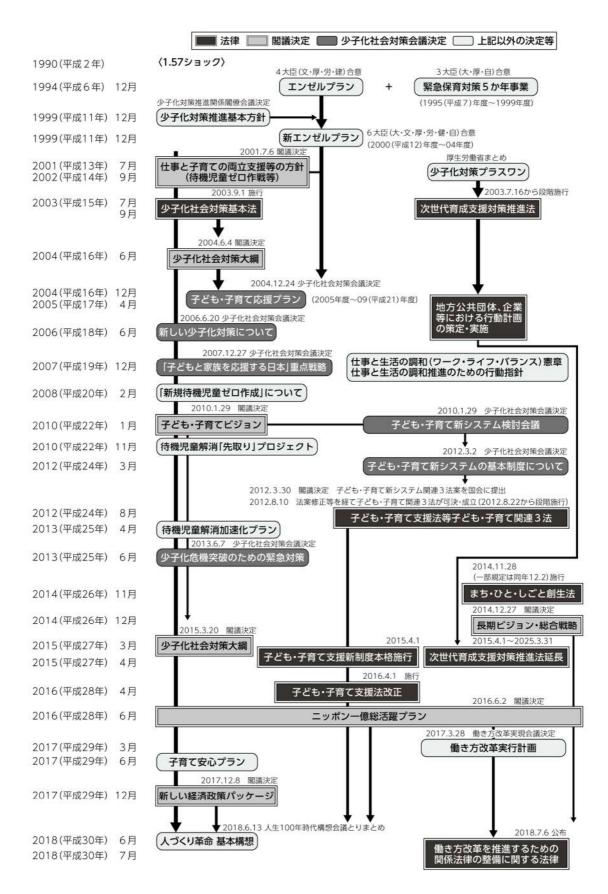
このような中、これらの法に基づく、新たな制度の下で、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。

本市では、上記の動向及び、現行計画である「加東市子ども・子育て支援事業計画」の 進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的 な利用希望と内容を含めたニーズを把握したうえで、市内における教育・保育事業や地域 子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第 2期加東市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。さらに、子どもの貧困等につい ての内容を追加し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施 することとします。

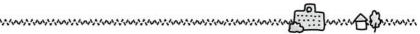




■ 子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み







2 計画の位置づけ

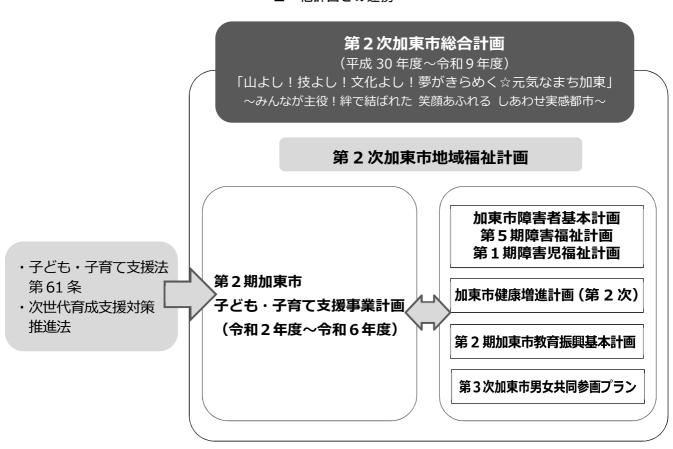
本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」 として、平成27年4月からすべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・ 子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

本市の市政運営の柱となる第2次加東市総合計画を上位計画とし、総合的な地域福祉 の方策を示す地域福祉計画のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を 図りながら策定しました。

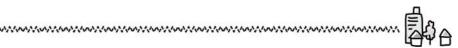
また、引き続き、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

さらに、「加東市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度~令和元年度)の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込むこととします。

■ 他計画との連携







3 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和元年度に策定しました。

■ 計画期間

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
加工	東市子ども・	子育て支援	受事業計画						
					第2期	加東市子と	き・子育で	支援事業計	-画

4 制度改正等のポイント

(1)子ども・子育て支援法の改正

「子ども・子育て支援法一部改正(平成30年4月1日施行)」により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等をはじめ、プラス以下の3点を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道 府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら 広域での待機児童解消を目指すこと。





(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者および教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

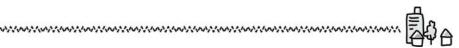
④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- 子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童には、 童に待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- 利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- 放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3)児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。





5 計画の策定体制と経過

本計画の策定体制としては、「加東市子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者から選ばれた市民代表者を委員として委嘱しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、パブリックコメントで得られたニーズ調査結果や計画最終案に対する意見を会議で協議し、計画に反映しました。

(1)子育て支援に関するアンケートの実施

全ての子どもや子育て家庭が健やかに成長することができる社会の実現を目指すため、小学校就学前児童の保護者や小学校の保護者に対して、本市の現状や今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的としたアンケートを実施しました。

(2)「加東市子ども・子育て会議」の設置

幅広い知見をもとに本計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉・教育関係者、公募市民等からなる「加東市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連 事項について審議を行い、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映 しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を募りました。



第2章 加東市の子ども・子育てに関する現状と課題







第2章 加東市の子ども・子育てに関する現状と課題

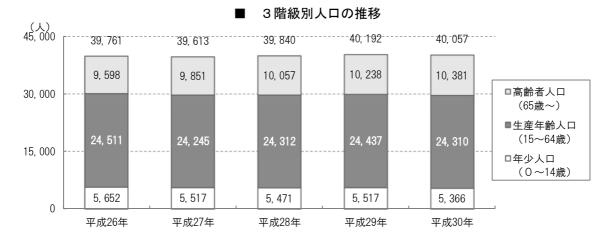
<u>.</u>

1 統計等からみる加東市の現状

(1) 人口等の状況

①人口(3区分)の推移

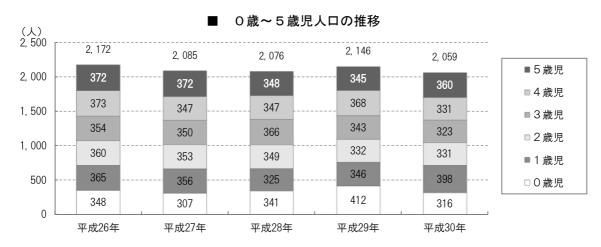
本市の人口は平成29年までは増減を繰り返しつつも、増加傾向にあり、平成30年には減少に転じています。生産年齢人口(15歳~64歳)と年少人口(0歳~14歳)についても同様に増減を繰り返しており、高齢者人口(65歳以上)のみが増加傾向にあります。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

②就学前児童(1歳階級別)人口の推移

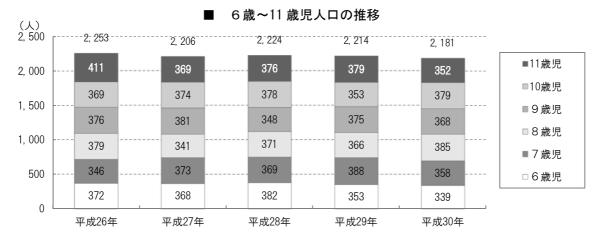
就学前児童(O歳~5歳)の1歳階級別人口の推移をみると、平成29年におけるO歳児、1歳児、4歳児の増加率が他の年に比べて高くなっていることが増加要因となっています。平成30年には減少に転じ、特にO歳人口の減少率が他の年に比べて高くなっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

③学生(1歳階級別)人口の推移

小学生(6歳~11歳)の1歳階級別人口の推移をみると、各年齢ともに年度によって微増、微減を繰り返しています。



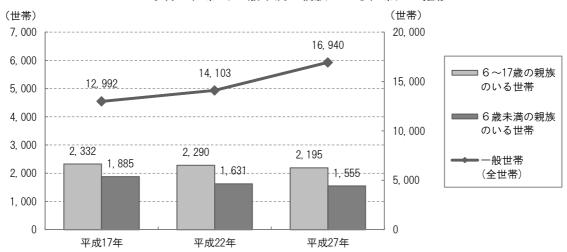
資料:住民基本台帳(各年4月1日)





④子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加していますが、18歳未満の親族のいる 世帯、6歳未満の親族のいる世帯はともに減少しています。



■ 子育て世帯(18歳未満の親族のいる世帯)の推移

資料: 国勢調査(平成17年度は社町・龍野町・東条町の合計)

⑤ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯はほぼ横ばいで推移している一方で、女親と子どもから成る世帯は増加しています。

(世帯) 300 200 100 230 243 274 100 平成17 平成22年 平成27年

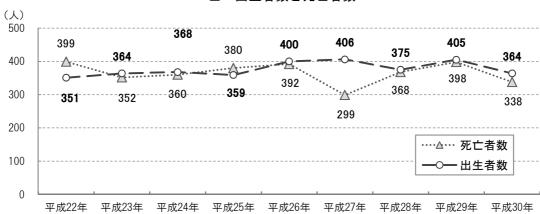
■ ひとり親世帯の推移

■男親と子ども から成る世帯 ■女親と子ども から成る世帯

資料: 国勢調査(平成17年度は社町・龍野町・東条町の合計)

⑥出生者数と死亡者数の推移

出生者数が死亡者数を上回る自然減となっていますが、出生者数、死亡者数は拮抗 しており、減少幅は小さくなっています。

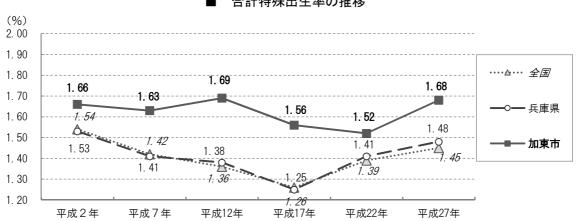


出生者数と死亡者数

出典:「住民基本台帳」平成22年~平成24年は3月末現在 平成 25 年~平成 30 年は1月1日現在

⑦合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国、県を上回る水準で推移しています。平成12年以降 は減少傾向にありましたが、平成27年には増加に転じ、平成12年とほぼ同等の1.68 となっています。



合計特殊出生率の推移

資料:国勢調査





⑧転入者数と転出者数の推移

転入者数と転出者数をみると、平成27年までは転出者数が転入者数を上回る社会減 となっておいますが、平成28年以降は社会増に転じており、平成29年の増加幅が特 に大きく、総人口の増加要因となっています。

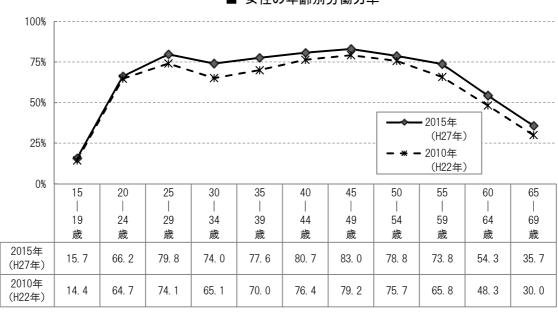
(人) 2. 500 …⊶… 転入者数 2.177 ▽── 転出者数 2,070∆ 1,906 1.887 2,000 1,758 2,073 1,718 1,645 **V...** 1,800 1,774 1,686 1,688 1,685 1,500 A ... 1,621 1,573 1,510 0 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年

■ 転入者数と転出者数

出典:「住民基本台帳」平成22年~平成24年は3月末現在 平成25年~平成30年は1月1日現在

9就業率の推移

女性の年齢別労働率は、育て世代と考えられる30歳台が最も低くなるM字型となっており、概ね平成22年と比較して労働率は増加しています。



■ 女性の年齢別労働力率

資料:国勢調査

2 ニーズ調査から見る加東市の現状

(1)調査の概要

第2期加東市子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態・意見・要望などを把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童のいる世帯および小学校児童のいる世帯を対象に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

■ 調査票の種類と調査対象者および調査の実施方法

①調査票「子ども・子育て支援に関するアンケート調査(就学前児童の保護者の方へ)」					
	調査対象者	平成31年2月1日時点で、市内在住の就学前児童の保護者			
	調査票配布数	1, 200人			
	調査期間	平成31年3月12日~平成31年3月25日			
	調査方法	郵送による配布・回収			
②調査票「子ども・子育て支援に関するアンケート調査(小学生の保護者の方へ)」					
	調査対象者	平成31年2月1日時点で、市内在住の小学生の保護者			
	調査票配布数	800人			
	調査期間	平成31年3月12日~平成31年3月25日			
	調査方法	郵送による配布・回収			

■ 調査票の配布・回収状況

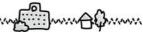
調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	1, 200	471	39. 3
小学生の保護者	800	326	40. 8

調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

なお、基数となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。





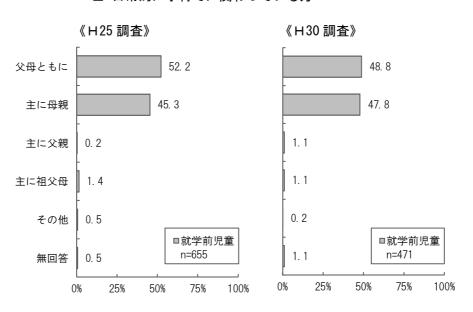
(2) 主な保育者の状況

日常的に子育てにかかわっている方をみると、「父母ともに」「主に母親」で9割以上を占めています。

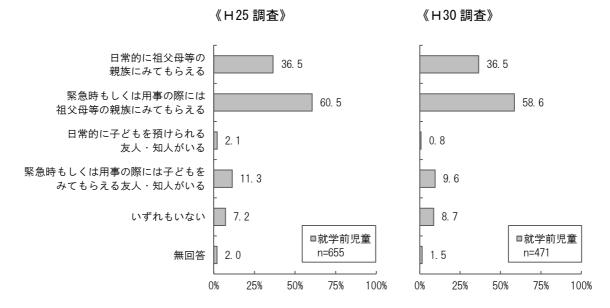
<u>፞</u>፟፟ጜጚቊኯፘጚቊኯፘጚቊኯፘጚቊኯፘጚዹቊፘጚዺቊፘፘጚቊኯፘጚዹቊፘጚዺቊፘጚዺቊፘጚዺ

主な親族等協力者の状況をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と親族の協力者が多い状況です。一方、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は2割未満であることから、緊急時であっても友人・知人には預けにくい状況がうかがえます。

■ 日常的に子育てに関わっている方



■ 主な親族等協力者の状況

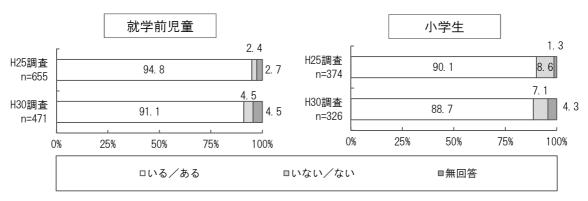


資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

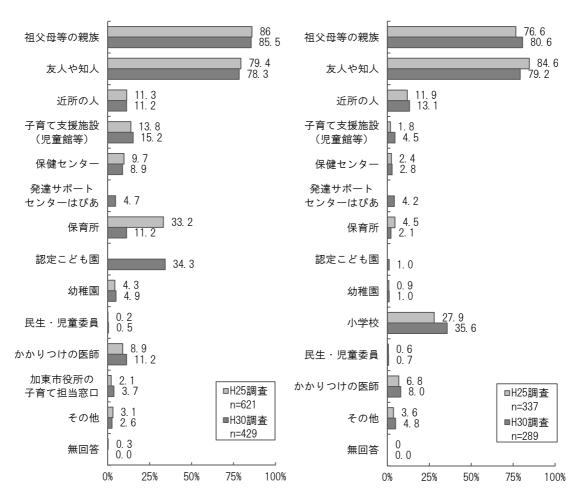
気軽に相談できる人の有無をみると、就学前児童・小学生いずれも「いる/ある」 が約9割を占めています

気軽に相談できる相手(場所)は、就学前児童・小学生いずれも「祖父母等の親族」 が最も高く、次いで「友人や知人」となっています。

■子育てに関して気軽に相談できる人の有無



■子育てに関して気軽に相談できる相手



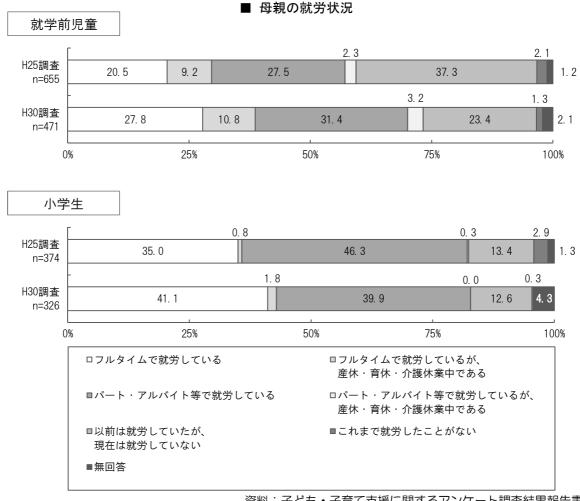
資料:子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書





(3) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等 で就労している」を合わせた現在就労している方(休業中を含む)は、73.2%となっ ています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、14.0%となっています。 前回調査と比較すると、『就労している』母親の割合は、13.7ポイント高く、『産 休・育休・介護休業を取得中』の母親の割合は2.5ポイント高くなっています。

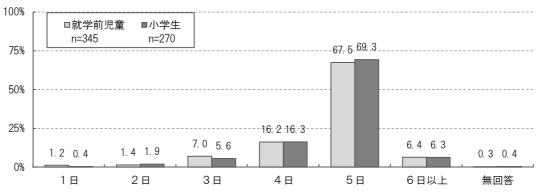


資料:子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書

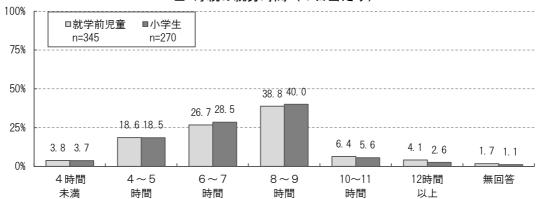
母親の就労日数と就労時間をみると、就学前児童・小学生ともに1週間当たり「5日」、「8~9時間」が最も高くなっています。

また、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた『フルタイムへの転換希望』がある母親は、就学前児童30.1%、小学生30.8%となっています。

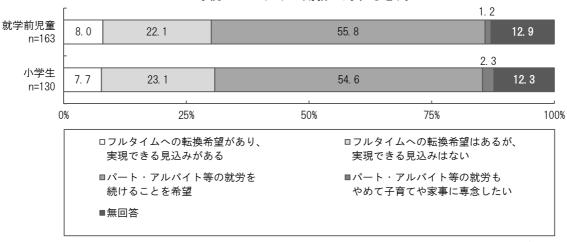
■ 母親の就労日数(1週当たり)



■ 母親の就労時間(1日当たり)

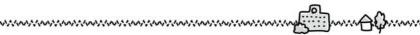


■ 母親のフルタイム勤務に対する意向



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

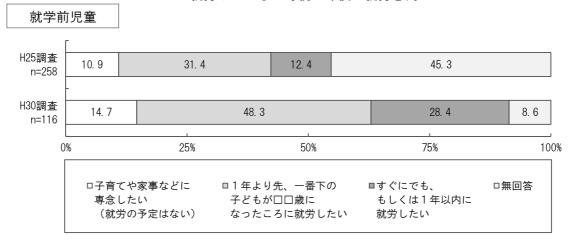


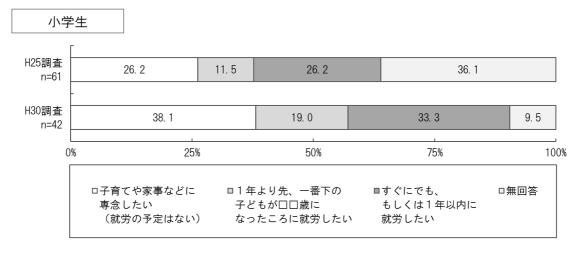


就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前児童の母親では76.7%、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが口口歳になったころに就労したい」(48.3%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(28.4%)、小学生の母親では52.3%、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが口口歳になったころに就労したい」(19.0%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(33.3%)となっています。

前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では $32.9^{\pi\tau}$ 、小学生では $13.9^{\pi\tau}$ 高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向





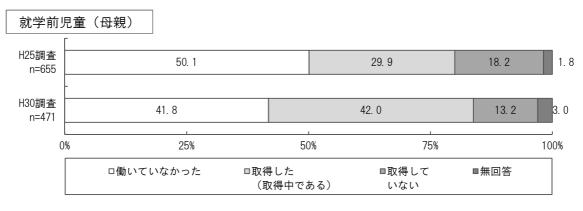
資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

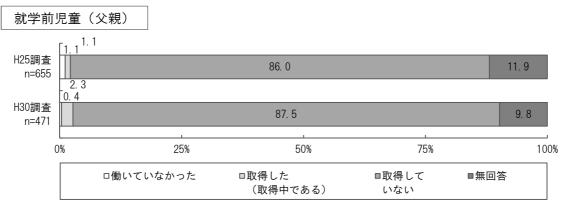
(4) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した(取得中である)」母親は42.0%であるのに対し、父親は2.3%と低い状況です。

また、前回調査との比較をみると、母親の「取得した(取得中である)」については、前回調査(29.9%)より12.1 **7 高くなっており、父親の「取得した(取得中である)」についても、1.2 **7 高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況





資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

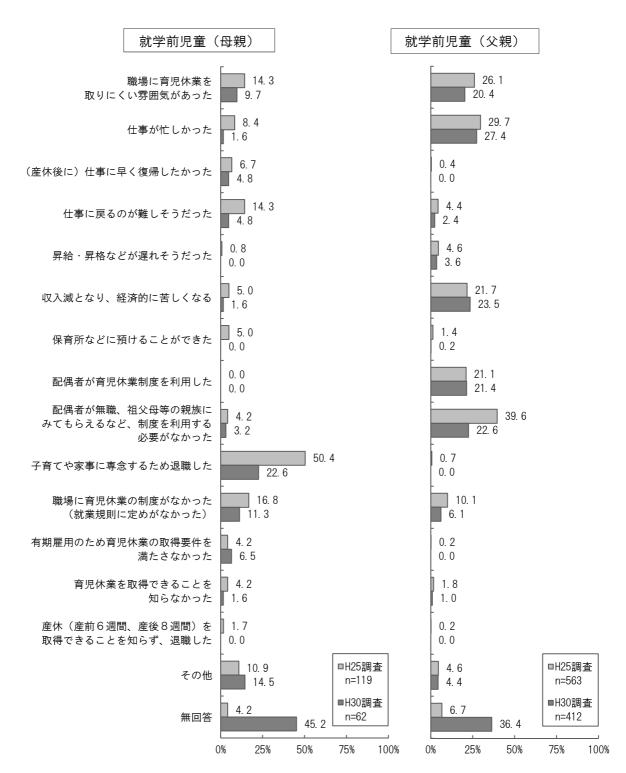
育児休業を取得していない理由について、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」をあげた割合が最も高くなっているものの、前回調査と比べて半減しており、取得率の向上につながっていることがうかがえます。

父親は「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が 無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」などの 理由が多く、母親の理由と違いが見られます。





■ 育児休業を取得していない理由(複数回答)



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(5)教育・保育事業の状況

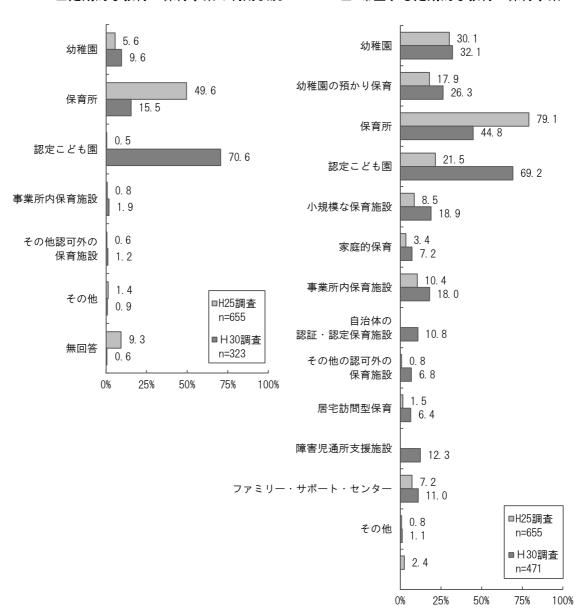
①定期的な教育・保育事業の利用状況および利用希望

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認定こども園」の割合が最も高く、次いで「保育所」となっています。

利用希望をみると、「認定こども園」の割合が最も高くなっていますが、ほかの事業(保育所を除く)も前回調査を上回っており、定期的な教育・保育事業の利用ニーズが多様化している現状がうかがえます。

■定期的な教育・保育事業の利用状況

■ 希望する定期的な教育・保育事業



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果 ※平成30年度は「利用料がかかっても、利用したい」の割合





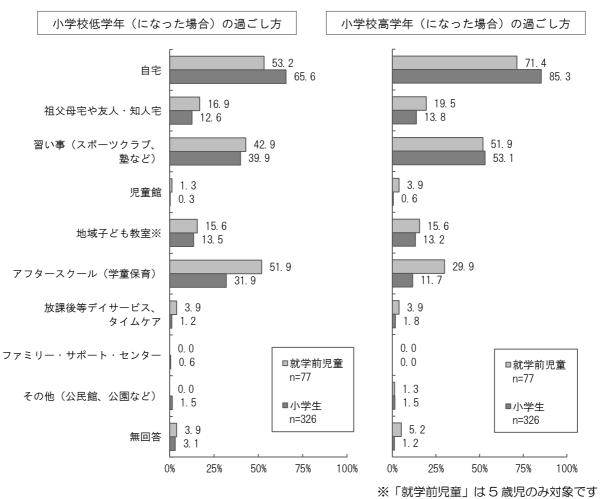
②アフタースクールの利用希望

放課後の時間を子どもにどのように過ごさせたいかについては以下のとおりであり、 就学前児童、小学生いずれも「自宅」「習い事(スポーツクラブ・塾など)」の割合 が高くなっています。

᠈ᡷᡶᡧᠬᡐᡮᡧᠬᡊᡷᡶᡧᠬᠵᡫᡧᠬᠵᡷᡧᠬᠵᡷᡶᡧᠬᢣᡮᡧᠬᡊᡷᡧᡳᡊᡷᡶᡧᡊᢣᡷᡧᡊᢣᡷᡧᡳᡊᡷᡫᡧᠬᢣᡷᡧᠬᠵᡷᡧᡳ

「アフタースクール」の利用希望をみると、低学年時の希望は、「自宅」「習い事(スポーツクラブ・塾など)」に次いで高くなっているものの、高学年では低学年に比べて半減しており、その一方で「自宅」「習い事(スポーツクラブ・塾など)」の希望が増加しています。

■ 放課後の過ごし方の希望



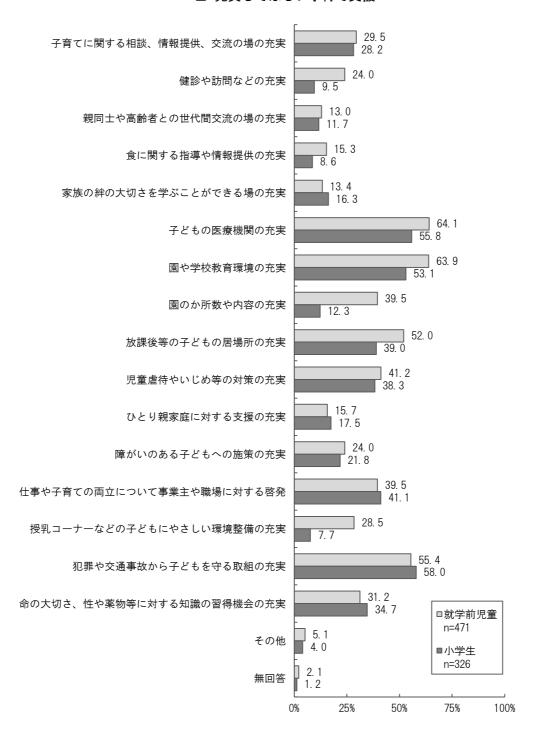
出典:加東市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書

(6) 子育て支援施策

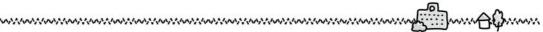
充実してほしい子育て支援策は、就学前児童では「子どもの医療機関の充実」が最 も高く、次いで「園や学校教育環境の充実」、「犯罪や交通事故から子どもを守る取 組の充実」、「放課後等の子どもの居場所の充実」などを挙げています。

小学生では、「犯罪や交通事故から子どもを守る取組の充実」が最も高く、次いで「子どもの医療機関の充実」、「園や学校教育環境の充実」などを挙げています。

■ 充実してほしい子育て支援







3 施策の進捗評価

加東市子ども・子育て支援事業計画は、3つの基本目標と6つの基本施策、211事業により構成され、その結果として実施できている事業 207事業(98.1%)、一部実施できている事業 3事業(1.4%)、実施できていない事業 1事業(0.5%)という進捗評価となりました。

■ 第1期計画における施策の進捗評価

	施策名	取組数	事業数	実施でき ている	一部実施 できてい る	実施でき ていない
	計画全体	86	211	207	3	1
基本	目標1 すべての子どもが健やかに育つ環境	づくり				
	1 子どもの豊かな心を育む環境の充実	25	47	47	0	0
	2 特に支援を必要とする児童への きめ細やかな対応	10	39	39	0	0
基本	目標2 すべての親が安心して子育てをする	ための支援	Ž			
	1 安心して子育てができる環境づくり	22	71	71	1	0
	2 子育てと仕事の両立の推進	4	11	11	0	0
基本	基本目標3 みんなで子育てを応援するまちづくり					
	1 地域の子育て応援の輪づくり	8	17	15	2	0
	2 子どもが安全・安心に暮らせる まちづくり	17	26	25	0	1



第3章 計画の基本的な考え方







第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

本計画は、これまでの取り組みをさらに強化・充実する観点から、第1期計画の基本 理念を継承します。

子育て 子育ち応援タウン かとう

子どもがいきいきと成長できるまち 地域全体、まち全体がみんなで子育てに協力できるまち

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、第1期計画の3つの基本目標を踏襲します。

基本目標 I すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの幸せのため、心身の健康を育む環境を整え、子どもが生命と人権を尊重され、 健やかに育つことができるまちを目指します。

基本目標Ⅱ すべての親が安心して子育てをするための支援

親の子育てに対する不安や負担を軽くすることで、安心して子どもを生み、育てられるまちを目指します。

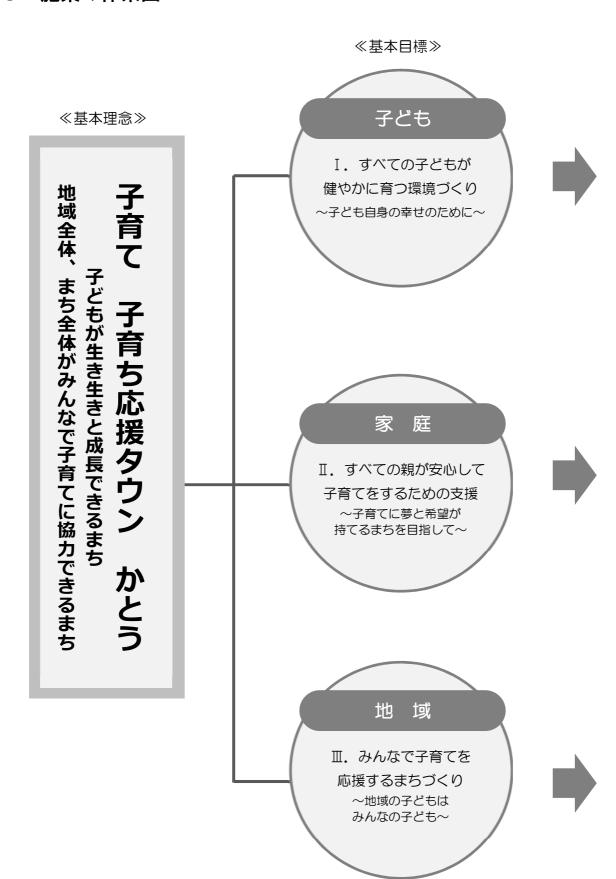
■ 基本目標Ⅲ みんなで子育てを応援するまちづくり

地域に住む一人ひとりが子育てを支え、企業、学校、行政等が子どもの成長をあたたかく見守り、応援するまちを目指します。

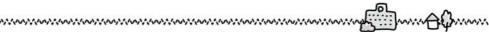




3 施策の体系図







≪基本施策≫ ≪具体的施策≫ (1) 子どもの健全育成 (2)子どもの健康づくり 子どもの豊かな 心を育む 環境の充実 (3)次代の親づくり (4)子どもの「生きる力」の育成 (1) 虐待防止 特に支援を必要 とする児童への きめ細やかな対応 (2) 障がいのある子どもへの施策 (1) 子育て支援の質と量の充実 (2)母子の健康づくり 安心して子育てが できる環境づくり (3) 家庭教育の学習機会の充実 (4) 経済的支援 (1) 子育てと仕事が両立できる **I** −2 環境整備の推進 子育てと仕事の (2) 子育て支援サービスの充実 両立の推進 (3) 利用しやすいサービス体制 **I**II − 1 (1) 地域のネットワークづくり 地域の子育て応援の (2) 地域の教育力の向上 輪づくり (3)情報の提供 **I** −2 (1) 快適な環境づくり 子どもが安全・ 安心に暮らせる

まちづくり

≪重点的な取組≫

重点1

質の高い幼児期の 学校教育・保育の 総合的な提供

重点2

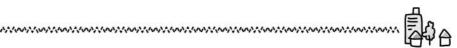
多様な子育て支援 (地域子ども・子 育て支援事業)の 提供

重点3

地域ぐるみの子ども・子育て支援の充実

(2) 安全・安心な環境づくり





4 重点的な取組

計画の推進にあたり、実施する施策・事業の中で重点的に取り組む事項を以下のとおりとします。

重点1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

子ども・子育て支援制度に基づき、「保護者が働いている・いない」に関わらず、すべての子どもが等しく幼児期の学校教育・保育を受けられるよう、利用者のニーズを把握しながら、認定こども園への移行を推進します。

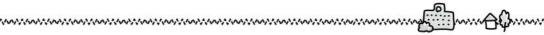
保育士や幼稚園教諭等への研修や、職員の適正配置等により、教育・保育の質を向上させることで子どもたちの健全育成に繋げます。

施設のあり方や適性配置等について総合的に検討しながら、保育の量的確保や、快適な環境整備に取り組みます。なお、公立の保育所・幼稚園については、「加東市公共施設適正配置計画」に基づき、施設の統廃合や運営委託等を進めます。

主な取組

施策番号	施策名
36	幼児期の学校教育・保育の質の向上
37	幼保一体化の推進
38	幼児期の学校教育・保育のあり方の検討
39	就学前教育・保育施設の整備





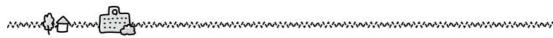
重点2 多様な子育て支援(地域子ども・子育て支援事業)の提供

子ども・子育て支援制度では、子育て家庭を支援するため、さまざまな地域子ども・ 子育て支援事業が設定されています。

今後も、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、 事業内容の拡充、円滑な運営、事業の周知に努めます。

主な取組

施策番号	施策名
40	多様な保育サービスの実施 (延長保育事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業)
41	ファミリー・サポート・センターの充実
42	アフタースクール(放課後児童健全育成事業)の充実
43	病児・病後児保育事業の実施
44	地域子育て支援拠点事業の実施
45	養育支援訪問事業の実施
48	子育て支援の総合的な窓口づくり(利用者支援事業)
49	妊娠期からの一体的な支援体制づくり(妊婦健康診査費助成事業)
50	母子保健事業の充実(乳児家庭全戸訪問事業)





重点3 地域ぐるみの子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てできるまちを目指し、子育てに係る地域活動、地域と保育所・幼稚園・小学校との連携、世代間交流、地域での見守り活動、ボランティアの育成などに取り組みます。

また、親子や地域の人々が気軽に集い交流できるよう、児童館事業や子育てひろば、子育てサークル等の充実に努めます。

主な取組

施策番号	施策名
01	地域の子育て支援の活動拠点としての整備(児童館)
06	公民館における地域交流活動の拡充
28	虐待防止ネットワークの強化
29	地域による見守り強化
54	関係団体との連携強化(食育の普及)
62	地域交流・助け合い活動の促進
63	子ども同士のつながりの強化
64	地域の活動を通じた「子育て力」の醸成
65	子育てサークル活動の支援
67	サークル同士による交流の促進
68	子育てボランティア・子育てサポーターの育成
78	交通安全推進活動の充実
83	地域ぐるみの防犯活動の推進
86	防犯ネットワークの形成







第4章 施策の展開

基本施策 I-1 子どもの豊かな心を育む環境の充実

·

次世代の担い手である子どもが、心豊かで健やかに成長することができるよう、子どもの学習・教育環境の整備や健康な体づくりを推進します。また、「子どもは次世代の親となるもの」という認識のもと、自立して家庭を持つことができるよう、将来的な視点に立った子どもの健全育成を図ります。

具体的施策1 子どもの健全育成

子ども遊びや学習の拠点としての児童館や図書館があり、各地域には住民の活動拠点としての公民館があります。これらの施設では、遊びや学びの場としての利用のほか、 子育て中の親子同士の交流や子育てに関する講座、自主的な活動に対する支援等を行っています。

今後はさらに身近で利用しやすい場としていくとともに、利用者のニーズに合わせた きめ細やかな支援の提供が重要となっています。

①児童の健全育成の拠点としての児童館づくり

	具体的な取組	内容	担当課
No.	01 地域の子育て支援の 活動拠点としての整備	子育て支援機能の充実のため、施設の整備に 努めます。	こども教育課
No.	02 活動事業の充実	利用者のニーズにあわせた事業改善や新規事業を展開します。また、少人数での活動等、きめ細やかな活動を充実することで、子育て家庭への支援に努めます。	
	年齢別・地区別親子活動 (つどいの広場事業)	子育て中の保護者と子どもが集まり、さまざ まな活動を通じて親子のふれあい、保護者同士 の交流を促進します。	こども教育課
	かとう子育てセミナー	子育てに関する講演会を実施し、家庭の子育 て力の向上に努めます。	こども教育課
	学びの広場	少人数による講座、体験活動、館外学習等を 実施し、子育て家庭に学びの機会を提供します。	こども教育課
	よーい・どん!ひろば事業	子どもの体や心の成長に欠かせない外遊びを 推進します。	こども教育課
No.	03 情報提供・相談体制 づくり	子育てに関する知識の普及のための情報提供を行うほか、講演会、学習会を実施します。子育ての不安感、負担感の軽減のため、児童館厚生員や家庭児童相談員による相談事業を実施します。また、児童館での「利用者支援事業」の実施についても、検討を進めます。	こども教育課





②子どもが本に親しめる環境づくりの促進

	具体的な取組	内容	担当課
No. 04	図書館における子供の 読書環境の整備	子どもたちがたくさんの本に触れ合え、自由に本が選べる読書環境を作るため、児童書の充実に努めます。また、子どもたちが本に触れる機会を増やす取組対象を、小学生だけでなく、保育園児・幼稚園児にも拡大します。	中央図書館
No.05	図書館におけるおはな し会等の推進	子どもを対象とした「絵本のおはなし会」を図書館の内外を問わず実施するほか、4か月健診時に保健センターで「はじめてであう絵本事業」を実施し、お母さんと赤ちゃん、子どもを対象に読書の輪を広げる取組を行います。また、子どもを中心とした参加型の事業を実施し、図書館を訪れる機会を提供します。	中央図書館

③公民館における児童の健全育成事業の推進

	具体的な取組	内容	担当課
No.	06 公民館における地域交流活動の拡充	体験活動等の機会を充実することで、子ども の豊かな成長を支援します。	
	ひょうご放課後プラン (地域子ども教室型)	放課後や週末における、スポーツや文化活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。また、各地区での実施に向けた支援を行います。	生涯学習課
	小学生チャレンジスクール	野外活動や工作室等、普段の生活ではできない有意義な体験活動を実施します。参加定員の 拡大に向け事業の充実に努めます。	生涯学習課
	地域団体の活動支援	まちづくり協議会等、地域団体が中心となる 市民参加型活動の支援に努め、子どもを含めた 地域住民の交流を図ります。	生涯学習課

具体的施策2 子どもの健康づくり

子どもの健康づくりへの取り組みとして、正しい生活習慣の啓発や食育があげられます。 今後も子どもをはじめ、幅広い世代へ周知し、定着させていくことが大切です。

また、近年では、携帯電話からもインターネットサイトに簡単にアクセスでき、誰もが 性に関する情報に触れやすい環境となっているため、性教育や情報選択能力の養成等に、 より一層の取り組みが求められています。

更に、子どもの心の問題に対して、きめ細やかな対応ができるよう、学校カウンセラーの配置や専門家の育成、教職員の知識の向上、医療機関をはじめとする関係専門機関との連携が必要となっています。





①正しい生活習慣の推進

	具体的な取組	内容	担当課
No.C)7 健康教育の充実	学校での体育・保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を中心に、健康教育を継続的に実施します。 喫煙、飲酒、薬物乱用に関して、児童・生徒の実態を十分に把握した上で、健康への影響を早い時期から認識できるよう指導します。また、感染症(インフルエンザ、エイズ)やアレルギー疾患などについて、正しく理解し、予防する能力や態度の育成を図ります。	学校教育課
No.(08 望ましい食習慣の定着	関係部署が連携しながら、食育に関する事業 を実施することで、食の大切さを啓発していき ます。	
	食育ぱくぱく教室	保育所等において、さまざまな教材を用いた 食育教室や調理実習等を行い、食べ物の5つの 力である「食べ物を選ぶ力」「食べ物の味が分る 力」「料理ができる力」「食べ物のいのちが分る 力」「元気な体が分る力」を学ぶ機会をつくり、 「食」への理解促進と望ましい生活習慣の定着 を図ります。	健康課 認定こども園・ 保育所
	食育授業	給食の時間や食育授業等を通じ、自分の食生活を見直し、より良い食生活をつくることや、食が「生きる力」につながっていくことを理解させるとともに、子どもを通じて家庭・地域へ向けた啓発を行います。また、子どもの頃からの望ましい食習慣の定着に向け、学校における食育の一層の充実を図ります。	学校教育課 健康課 学校給食センター
	食育推進事業	子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることを目的として、学校において組織的・計画的に食育を推進します。食育の研究校を指定し実践研究を行うことで、市内学校における食育の充実を図ります。加東市食育推進委員会等を通して情報交流を行い、指定校以外の学校が連携して食育の推進を図るとともに、各校における食育に関する取組のPDCAサイクルの確立を目指します。	学校教育課
	親子料理教室	夏休み期間を利用して親子料理教室を開催して、正しい食生活への理解と認識を深めます。	 学校給食センター
	学校給食センター見学会 および給食の試食	学校給食センター見学会により、正しい食生活の理解、給食についての正しい知識を啓発します。また、学校給食における地産地消を推進して、給食の安全性を高めることで、児童。生徒に喜ばれる学校給食の提供に努めます。	学校給食センター
No.(09 家庭への意識啓発	発育・発達段階に応じた生活習慣についての 正しい知識、情報を提供するとともに、相談体 制の充実を図ります。	
	離乳食等に関する学習機会 の提供	乳幼児健診時等に、正しい食生活への意識を 高めるための講話や離乳食実習等を実施しま す。また、妊産婦や、乳幼児をはじめとする子 どもを対象に、発達段階に応じた相談を行い、 家庭における食育を支援します。	健康課





食に関する情報提供	広報紙やケーブルテレビで食育関連の情報を 提供します。家庭における望ましい食習慣や情報を伝えるほか、地産地消を含めた伝統的な家庭料理や、手軽で栄養的にも配慮された料理の普及に努めます。また、保育園だよりや給食センターだよりを通じて「栄養」や「食」に関する情報を提供します。	健康課 認定こども園・ 保育所 学校給食センター
早寝・早起き・朝ごはん 運動の推進	乳幼児健診や育児教室で個別相談を実施し、正しい生活習慣が身に付くよう支援します。ケーブルテレビや広報誌を活用して普及啓発を図るほか、保育所、幼稚園に通う5歳児を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」に3週間家庭で取り組む「こどもさんさんチャレンジ」を実施し、生活習慣の基礎づくりに努めます。	健康課

②思春期保健対策の充実

具体的な	取組	内容	担当課
No.10 健全な性教	で育の普及	学校の体育・保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を中心に、発達段階に応じて、性に関する知識を普及させます。また、家庭、地域の理解を得ながら、児童生徒が健全な異性観を持ち、これに基づいた正しい行動がとれるように指導していきます。	学校教育課
No.11 子どもの¶ の育成	青報選択能力	学校と保護者が密接に連携しながら、子どもたちの発達の段階に応じたインターネット上のルールやマナーを守る指導や、保護者研修の充実を図ります。また、学校通信や学校ホームページを活用して、保護者や地域社会が地域の子どもへの関心を高め、インターネット上の有害情報やネットいじめ・誹謗中傷から子どもたちを守る取組を推進します。	学校教育課
No.12 喫煙・飲酒 関する正し 普及	i・薬物の害に い知識の	喫煙や飲酒、薬物、過剰なダイエット、心の 健康問題等に関する学習機会を設け、ライフス キル能力の育成に努めます。また、加東健康福 祉事務所、小野市加東市医師会等との連携を密 にし、さまざまな機会を活用して知識の普及に 努めるほか、ポスターやパンフレット等による 啓発など、引き続き予防的な取組を強化します。	健康課 学校教育課
No.13 子どもの心 ついての支		スクールカウンセラーや臨床心理士の計画的 な配置を行うとともに、関係部署が連携することで、児童・生徒の心の問題の早期発見・早期 対応に努めます。	
スクールカウ 配置	ンセラーの	いじめや不登校等の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、全市立中学校と市立小学校2校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の教育相談の充実を図ります。また、スクールカウンセラーと教職員および保護者との連携を強化することによって、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校等についての理解と支援の輪を広げていきます。	学校教育課





	学校への不適応等の理由により、学校を長期	
適応指導教室	にわたり欠席している児童・生徒について、個々の状態に応じた指導・相談を行います。また、自立を図るきめ細やかな指導を実施するため、指導員2名、指導補助員1名を配置する体制をとり、教室生の自立と学校復帰につなげます。	学校教育課
不登校児童・生徒への支援	各学校において、不登校児童・生徒の減少に 向け、組織的に取り組みます。	学校教育課
相談体制の強化	各学校において、「加東市いじめ防止基本方針」 および「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、 いじめ対応チームが中心となり、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。また、暴力 行為、いじめ、不登校など、児童・生徒の問題行動の未然防止や早期発見・早期解決のため、学校 支援チーム、警察、こども家庭センター等の専門 機関との連携を強化するとともに、適切な指導体 制を整え、毅然とした指導や心のケアの充実に努 めます。	健康課発達サポートセンター社会福祉課学校教育課
生命と心を大切にする教育 の推進	生命の大切さや思いやりの心などを育て、いじめや自殺をなくすための啓発に努めます。 また、高齢者や障がいのある人への理解を深め、社会活動に積極的に参加する意欲や態度を育みます。	学校教育課

具体的施策3 次代の親づくり

少子化が進む中、日常生活の中で子ども自身が乳幼児と接する機会が得にくくなっています。そのため、結婚や子育てに対して肯定的な意識を育てていくための取組が必要になっています。

乳幼児とのふれあい体験や職業体験活動を実施することで、子どもたちが将来家庭を 持ち、子どもを育てていくことに、夢や希望を持つことができる環境づくりを推進して いきます。

①次代の親の育成

	具体的な取組	内容	担当課
No.	14 乳幼児とふれあう機会 づくり	児童館のひろば事業等の機会を利用した中学生と幼児とのふれあい体験を継続的に実施し、 命の大切さや、子ども生み育むことの大切さを 伝えます。	
	教育媒体の提供	小・中・高等学校に赤ちゃん人形や妊娠体験 グッズなどの教育媒体を提供し、妊娠・育児へ の学びが深められるよう支援します。	健康課
	中学生の児童館ひろば事業 等への参加	中学校の総合的な学習の時間における福祉体験を、児童館のひろば事業等で受け入れることで、乳幼児とふれあう機会を設けます。また、乳幼児とのふれあい体験から一歩進めて、幼児を観察する機会を増やしたり、簡単な遊び道具を製作したりするなどの活動を通して、子どもが育つ環境について理解を深めていきます。	こども教育課 学校教育課





No.15 将来の進路・生き方を 考える機会づくり	「トライやる・ウィーク」などの職業体験活動等を通じ、キャリア教育の充実に取り組みます。また、新たな受け入れ事業所の開拓にも努めます。	
トライやる・ウィーク	中学2年生が、地域や自然の中で,主体性が尊重されたさまざまな活動や体験を行います。また、事業を通じて豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけたりするなど、「生きる力」の育成を図ります。今後も、多様な活動の場所の確保と、生徒が主体的な活動ができるように努めます。	学校教育課

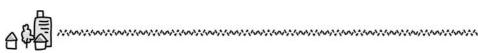
具体的施策4 子どもの「生きる力」の育成

子どもの豊かな心を育む環境として、学校が果たす役割は大きく、基礎学力の向上の みならず、子どもたちが自ら考え行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育な どが求められています。

子どもの「生きる力」を育成していくために、地域や保護者との信頼関係を築きながら、一人ひとりの個性を大切にする、豊かな人間性を育む教育を進めていくことが重要です。

①子どもの心身を健やかに育む教育活動

具体的な取組		内容	担当課
No.16 きめ細やかな学習指導 の推進		一人ひとりの基礎・基本の確実な定着と個性 の伸張を図るため、指導方法のさらなる工夫・ 改善に取り組みます。	
詩	売書活動推進事業	子どもの読書週間の確立、読書指導の充実、 家庭・地域との連携など、体系的な取組を進め ることで、子どもの読書力の向上を目指します。	学校教育課
当	学習チューター制度	児童生徒へのきめ細やかな指導を一層充実させ、学習上のつまづきの解消や学習意欲の向上を図ります。また、幼稚園や小学校に派遣する学生の確保に努めます。	学校教育課
道	重動部活動外部指導者派遣 事業	中学校の運動部活動に、専門的な指導力を有する指導者を配置し、安全性の確保および活動の活性化を図ります。また、顧問と指導者の連携を密にすることで、教育的に効果の上がる指導を行います。	学校教育課





		仕段と手切しと控業により しかしけのふ	
No. 17	体験を通じた学習活動 の充実	体験を重視した授業により、一人ひとりの心に響く教育を推進します。また、自然体験、社会体験活動の充実により、豊かな人間性・社会	
		性を育成します。	
/]\:	学校体験事業	【環境体験事業】 小学校3年生を対象とし、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、地域の自然の中で地域の方々の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然にふれあう体験型環境学習を、継続的に行います。 【自然学校推進事業】 小学校5年生を対象とした長期宿泊訓練において、子どもたちが自分で考え、主体的に判断・行動することで、問題解決能力や生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心など、「生きる力」の育成に努めます。	学校教育課
	学(英語)指導員派遣 事業	中学校での英語教育や小学校での外国語活動において、生きた英語を身近に学び、国際理解教育の充実を図るとともに、より一層の英語教育の充実を図ります。特に中学校では、平成28年度の英会話加東ライセンス制度の実施に向けて、卒業時に英語で日常会話ができる生徒の育成を目指します。	学校教育課
No.18	地域に根ざした教育 活動の推進	地域人材の積極的な活用を通じて学校の活性 化を図り、地域の特色を生かした学校づくりを 進めます。 人材バンクの設置、各校の情報交流を図るな ど、加東市(ふるさと)の指導者の幅を広げ、 総合的な学習の時間を支援します。	
(V	きいき学校応援事業	総合的な学習の時間等において、校区の自然・歴史・文化等に詳しい方や児童・生徒の学習をサポートしてくれる方等を学校支援ボランティアとして招致し、学校の活性化および地域の特色を生かした学校づくりを進めます。	学校教育課
No.19	心の豊かさを育む教育 活動の充実	命と人権を大切にし、思いやりの心を育む道 徳教育の充実を図るとともに、児童・生徒理解 に基づく生徒指導を充実させます。	
道	徳教育の充実	人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を日常生活の中に生かせるよう、児童・生徒の内面に根ざした道徳性の涵養(かんよう)に努めるとともに、未来に向けて人生や社会を切り開く実践的な力を培います。また、学校におけるすべての教育活動の中で、道徳性を培うことができるよう、各教科、特別活動および総合的な学習の時間との密接な連携を図るほか、道徳教育推進教師をコーディネーター役として、道徳教育の「全体計画」や「年間指導計画」の見直しを行います。	学校教育課





人権教育の充実	「人権教育基本方針」や「人権尊重のまちづくりまたでは、「人権尊重のまちづけまちづけまるでは、すべての児童・生徒がさまででは、大権ののでは、すべての人権のでは、大きに生生ののでは、大きに生生をでは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	学校教育課 こども教育課
DV(ドメスティック・バ イオレンス)防止教育の 推進	互いの人権を尊重する関係を築くため、市内の中学生に対して、デートDVに関する講座を開催します。	福祉総務課

②魅力ある学校づくり

	具体的な取組	内容	担当課
No.	20 開かれた学校づくり	学校施設の開放や学校評議員制の導入、学校ホームページ等を活用した情報発信により、地域や保護者との信頼関係のもと、開かれた学校運営を推進します。	
	学校施設の開放	学校施設を児童や生徒、市民の活動のために 開放します。	教育総務課
	学校評議員制の導入	学校経営方針や教育活動の説明、また教育活動の成果を報告するとともに、保護者・地域の意向を積極的に学校経営に反映させ、地域とともに歩む学校づくりを推進します。また、災害等からの子どもたちの安全確保や、子どもたちが自ら体験し学ぶ機会の充実などに向け、地域と学校との連携に取り組みます。	学校教育課
No.	21 教育施設・設備の整備、 充実	施設・設備の改修やバリアフリー化の推進に ついて、適正な年次計画により整備を進めてい きます。	教育総務課
No.	22 教職員の指導力の向上	信頼される学校づくりに向け、教職員の研修機会を充実させ、教職員一人ひとりの資質と実践的指導力の向上に努めます。	
	加東市教育委員会主催 教職員研修会	社会の変化に的確に対応し、豊かな人間性と確かな教育観の確立、教育技術の向上を図るとともに、地域社会の信頼に応える教職員の倫理観の高揚を図ります。研修の実施にあたっては、参加しやすいよう時間、日程等に配慮します。	学校教育課





No.	23 保・幼・小・中の連携 体制の強化	発達障害や不登校傾向等、特別な支援を要する子どもについて、保育所、幼稚園、小中学校が連携を強化することで、連続した支援を充実させます。	
	保育所・小学校の連携強化	入学前児童(5歳児)の学校訪問を通じて、 異年齢の子ども同士の交流・ふれあいの機会を 積極的に提供します。また、職員同士の交流、 情報共有や相互理解など積極的な連携を図りま す。	学校教育課
	小中学校の連携強化	義務教育9年間を通した小中学校合同の教育研究、小中学校教員の交流、学校行事等における児童と生徒の交流・交歓、地域との共同行事の実施に加え、「心の教育」「生きる力の育成」の視点から、小中学校が連携した教育を推進します。	小中一貫教育 推進室

③就学前教育の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.24 就学前教育の充実	子どもの自主性・社会性の形成を支援し、人間形成の基礎となる豊かな心を育むため、保育所や幼稚園において基本的な生活習慣の指導や、集団遊び、体験活動など、子どもの興味や好奇心に基づいた活動を行います。 また、親子ふれあい活動、未就園児の会や子育て相談によって、家庭や地域と連携を深め、「開かれた園づくり」を実践します。	こども教育課
No.25 保護者との連携体制 づくり	学校ホームページの定期的な更新等、保護者へのタイムリーな情報提供等により、保護者との連携を密にし、信頼関係づくりに努めることで、子ども一人ひとりの健やかな発達を促す環境をつくります。	こども教育課 学校教育課

基本施策 I-2 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応

児童虐待の早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至る切れ目のない総合的な支援を行うためのネットワークづくりを進めます。また、子ども一人ひとりの人権が尊重され、家庭内で子どもが親の愛情に包まれながら、いきいきと成長できるまちを目指します。

具体的施策 1 虐待防止

地域のおける人間関係の希薄さが進むにつれ、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。潜在化した不適切な状況をいかに発見し、虐待防止や早期対応につなげるかが課題となっています。

虐待に至ってしまうケースには、多くの問題を重複して抱える家庭が多く、関係機関 における情報共有や、家庭、地域、行政や関係機関・団体の連携が不可欠です。





また、子育ての負担は母親に集中する傾向があり、ストレスを溜めないような環境づくりとして、悩みを気軽に相談でき適切な支援が行える体制づくりも必要です。

①虐待防止対策の充実

	具体的な取組	内容	担当課
	虐待の未然防止・早期発 見のための施策の充実	虐待予防に努めるとともに、相互に連携を取り、児童虐待に関する情報の共有と早期発見・対応に努めます。 また、子どもを救うために、すべての市民が「虐待が疑われるときはすぐに市へ相談する」という意識を共有できるよう、啓発していきます。	
家庭	Eへの意識啓発 	乳幼児健診での問診、パンフレットの配付、 市の広報誌やホームページ等を通じ、保護者へ の虐待防止の意識啓発を行います。	健康課 福祉総務課
病院	における見守り	関係機関等の連携を密にし、診察時に発見した虐待について関係機関へ通報するなど、適切な処置を行います。	加東市民病院
1 1	所・学校等における 1守り	保育所や幼稚園・学校において、保育士や教員による日常の園児・児童・生徒の見守りを大切にし、児童虐待の早期発見に努めます。	認定こども園・ 保育所 学校教育課
健診	※等における見守り	乳幼児健診等において、虐待およびその予備 軍を早期に発見し、児童虐待の未然防止に努め ます。また、健診未受診者の中にも被虐待児が いる可能性があるため、未受診者への訪問を実 施します。	健康課
全戸	訪問の実施	乳児がいる家庭のさまざまな悩みや不安を聞き、子育でに関する情報提供を行うとともに、 支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に つなげ、乳児家庭の孤立および虐待を防止する ため、全戸訪問を実施します。	健康課
	テに対する支援体制の 食化	家庭児童相談員による訪問、相談体制を充実 し、児童虐待等の不適切な状況を改善できるよ うに努めます。 また、地域全体が、児童虐待を身近な問題と して捉え、協力して虐待防止に取り組めるよう、 さまざまな機会を通じて啓発を行います。	福祉総務課
	/ TREEペアレン /・プログラム	子どもを傷つけてしまう親自身が、自分を大切にし、本来持っている自分の力を発揮できるよう、回復を促すことを目的としたプログラムを実施します。	福祉総務課
1 1 1 1 1 1	引づくりによる虐待の 5止	身近に子育ての不安や悩みを相談する親や友人等がいない家庭が、児童館の親子活動等に参加できるよう働きかけることで、子育てを相談しあえる仲間づくりのきっかけをつくり、孤立による虐待を防ぎます。	福祉総務課児童館
1	きめ細やかな相談体制 づくり	関係する各施設において、きめ細やかな相談 体制づくりに努め、保護者の不安感や負担感の 解消を図ります。	
相談	&窓口の周知	パンフレットの配布等を通じ、子育て何でも相談、育児何でもダイヤル相談、24時間虐待ホットラインや相談窓口をPRします。また、保育所・幼稚園・学校・児童館等に家庭児童相談室のパンフレットを配布し、啓発に努めます。	健康課 福祉総務課





No.	28 虐待防止ネットワーク の強化	家庭、地域、行政と関係機関・団体が相互に 連携し、情報共有することによって、子どもが 有する問題や置かれている環境を的確に捉え、 問題の早期発見・対応に努めます。	
	要保護児童対策地域協議会	医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等からなるネットワークを整備し、虐待等を受けている可能性のある児童を適切に支援するため、情報交換、支援内容の協議を行います。	福祉総務課
No.	29 地域による見守りの 強化	地域に身近な民生委員・児童委員、主任児童 委員と子育て家庭との交流を促進し、子育てに 関するさまざまな問題に対する地域での対応力 の充実を図るとともに、委員に対する研修等を 充実させます。また、子育て世代以外の方々に、 虐待問題を意識してもらうための啓発を行いま す。	
	研修の実施	定例会での研修や、子ども家庭センターと連携して虐待に関する研修を行うことを通じ、民生委員・児童委員の虐待に関する知識の向上を図ります。	福祉総務課

具体的施策2 障がいのある子どもへの施策

障がいのある子どもについては、就学前から就学期、就学後、日常生活から学校生活、 職業訓練、職業生活に至るまで、一貫した支援体制のもとで自立への支援が行われるこ とが求められています。

現在は、福祉サービスの提供や相談体制の整備のほか、障がいの早期発見、早期対応、 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う「特別支援教育」 の推進等を行っています。平成24年度には、「北播磨こども発達支援センターわかあゆ 園」において、就学前の療育体制を整備しました。

今後も、各部局や関係機関との連携を図りながら、特別支援センターの設置や、児童 発達支援等の児童福祉法に基づく通所サービスの充実、サポートファイルの活用、相談 体制の充実など、支援体制の強化に努めます。

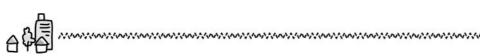
①障がいのある子どもへの施策の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.30 障がいの早期発見・3 な療育指導の推進	各種検診、相談事業を通じて早期に発見し、 診断を受ける体制づくり(発達相談の実施)や、 き知後の障がい受容への支援、適正な一次療育 (ナーサリールーム)を実施します。また、相談 体制や各関係機関との連携を強化し、適切な指 導、援助に努めます。	
子どもの発達・何でもホ	心身の発育・発達について問題のある乳幼児とその保護者を対象に、専門家等の相談および総合的な発達指導を行い、適切な診断や告知、障がい受容を支援し、保護者の不安や孤独の解消に努めます。また、対象児に必要な環境調整を考え、関係機関との連携を図ります。	発達サポート センター





ナーサリールーム	発達上何らかの課題を有する幼児を対象に、 小集団での遊びを通して、問題解決を図りなが ら、より良い子育てや、子どもの心身の健やか かな成長を促すための支援を行います。また、 専門スタッフによる相談・指導を行います。	発達サポート センター
特別支援センターの設置	発達上何らかの問題を有する児童への適正な 療育指導体制を強化するため、より専門的な療 育を行う場の設置に向けて取り組みます。	社会福祉課 発達サポート センター
No.31 保育所・幼稚園・学校等 における障害のある子 どもへの支援の充実	個々の発達の状況に応じた保育・教育を提供 し、健やかな成長を支えていきます。	
保育士・教職員の専門性の 向上	障害児等保育や特別支援教育の充実のため、 研修等により保育士や教員の指導力の向上に努 めます。	こども教育課 発達サポート センター
障害児等保育事業	適切な関わりや保育ができるよう、保育所と 保育士に対する専門研修、保育所巡回による指 導、保育相談を実施します。	発達サポート センター 認定こども園・ 保育所
就学指導の充実	生涯にわたる総合的な教育支援を行うため、 関係機関との連携を深め、適正な就学指導を推 進します。	発達サポート センター
スクールアシスタント配置 事業	小学校を対象とし、ADHD等により行動面で著しく不安定な児童や、その児童が在籍する学校への支援を行います。支援にあたっては、子どもの依存傾向が強くなりすぎないよう留意します。	教育総務課
キッズアシスタント配置 事業	幼稚園を対象とし、ADHD等により行動面 で著しく不安定な園児や、その園児が在籍する 幼稚園への支援を行います。	教育総務課
 インクルーシブ教育 システム構築モデル事業	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育 システム構築のための特別支援教育の推進に努 めます。	発達サポート センター
アフタースクールでの 受け入れ	安全な放課後の居場所をつくるため、小学校 6年生までの保育に欠ける児童を、アフタース クールで受け入れます。	こども教育課
No.32 障がいのある子どもと その家庭への支援の 充実	各種生活支援サービス等の充実に努めます。	
障害児タイムケア事業	障がいのある中学生・高校生の下校後の活動場所を確保し、社会に適応するための生活指導等を実施するとともに、保護者の就労を支援します。	社会福祉課社会福祉協議会
障害福祉サービスの充実	「加東市障害福祉計画」に基づき、障がいのある子どもの日常生活を支える障害児支援サービス(児童福祉法に基づく通所サービス)および日中活動系サービスの提供基盤を充実させます。	社会福祉課
地域生活支援事業の充実	日中一時支援や移動支援、日常生活用具の給付等、障がいのある子どもが自立した日常生活を送るための支援を充実させます。	社会福祉課
北播磨こども発達支援センター事務組合	発達の遅れや障がいを持つ 0歳から18歳の子どもを対象に、保護者とともに通園し、リハビリテーションや保育等の療育を行うことで、地域で豊かに楽しく主体的に過ごせるよう支援します。	わかあゆ園





	補装具の交付・修理	身体に障がいのある子どもの日常生活や社会 生活を支援するため、補装具の給付または修理 を行います。	社会福祉課
No.		各種手当の充実により、障がいのある子ども とその家庭を支援します。	
	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の身体または精神に中度以上の障が いがある子どもを監護する、親または親に代わっ て児童を療育している方に手当を支給します。	福祉総務課
	 障害児福祉手当の支給 	身体または精神に重度の障がいを有するために、日常生活において常時介護を必要とする、 在宅の20歳未満の子どもに手当を支給します。	社会福祉課
	重度心身障害者(児)介護 手当	非課税世帯かつ、居宅で6か月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方、またはこれと同様の状態であると認められた方を主として介護されている方に手当を支給します。	社会福祉課
	特別支援教育諸学校就学 援助金	特別支援教育諸学校で教育を受ける児童・生 徒に対して、就学援助金を支給します。	教育総務課
	特別支援学級就学奨励 援助金	特別支援学級で教育を受ける児童・生徒の保 護者に対して、教育に係る費用の一部を援助し ます。	教育総務課
	重度障害者(児)医療費助成	身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A 判定、精神障害者保健福祉手帳1級の障がいの ある人に対して、医療費の一部を助成し、経済 的負担の軽減を図ります。(所得制限あり)	保険医療課
	 福祉年金支給 	心身に障がいのある方(子ども)の健全な生活 の維持と福祉の増進に寄与することを目的とし て、福祉年金を支給します。	社会福祉課
No.	34 相談体制の充実	保健師、障害者支援専門員、家庭児童相談員などの専門スタッフが、障がいのある子どもおよびその保護者の相談に応じます。また、相互連携により、総合的な相談体制の強化を図ります。	
	障がいのある子ども相談 支援	地域において生活するために必要な情報提供 や助言を行います。また、相談支援事業を医療 法人へ委託し、ライフステージに合わせた専門 的な相談支援を行います。	社会福祉課
	さぽーとノート・サポート ファイルの活用	支援の必要な発達障がい等のある子ども等に対して、適切で一貫した支援を行うために、保護者が作成・管理をする「さぽーとノート」、関係者が作成する「サポートファイル」の活用を推進し、関係機関の連携強化および情報共有を図ります。	社会福祉課 ^{発達サポート} センター
	子ども発達支援連絡会	それぞれのライフステージに応じた適切で一貫した支援を早期に実施するため、関係機関による情報交換、連携強化および支援体制の構築を目的として、「子ども発達支援連絡会」を実施します。また、連絡会での意見を踏まえた施策の実施を検討します。	学校教育課 ^{発達サポート} センター
No.	35 障がいのある子どもを 社会全体で支援する 体制づくり	関係団体への支援やボランティアの育成支援 を行います。	
	社会参加自立支援の促進	「手をつなぐ育成会」や「身体障害者福祉協議会」等の関係団体への支援を行い、障がいのある子どもの社会参加や自立支援を促進します。	社会福祉課





ボランティアの育成	小学生から大学生までを対象に、福祉への関心を深めるとともに福祉人材を育成することを目的に、「青少年ボランティア育成教室講座」を実施します。	, 分与加切議会
-----------	---	-------------

基本施策Ⅱ-1 安心して子育てができる環境づくり

全ての家庭が安心して子育てできるよう、子育て支援の質と量の充実、母子の健康づくり、家庭の教育力の向上など、必要な施策に取り組みます。

具体的施策1 子育て支援の質と量の充実

近年、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や子育て支援サービスへの需要はますます増加し、多様化しています。

保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもが質の高い幼児期の学校教育・保育を 等しく受けられるよう、質と量の向上に取り組みます。

また、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、利用者の希望を 把握しながら、多様な子育て支援サービス(地域子ども・子育て支援事業)の提供に努 めます。

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

	具体的な取組	内容	担当課
No.	36 幼児期の学校教育・保育 の質の向上	市全体の幼児期の学校教育・保育の質を向上 させることで、子どもたちの健全な育成に寄与 します。	
	保育士・幼稚園教諭の資質 向上	社会状況の変化に対応した教育・保育を提供 出るよう、研修等の実施により資質向上に努め ます。	こども教育課
	保育士・幼稚園教諭の適正 配置	子どもと深く関わる保育士・幼稚園教諭など の職員の配置を適正に行うことで、子どもたち の安全・安心、健全育成に繋げます。	こども教育課
No.	37 幼保一体化の推進	全ての子どもが、質の高い幼児期の学校教育・保育を等しく受けられるよう、幼保一体化 を推進します。	
	認定こども園の普及	保育所と幼稚園の良いところを一つにした 「認定こども園」の普及を図ります。	こども教育課
	職員研修の実施	保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象に、幼保一体化に関する研修会を定期的に実施し、資質向上に努めます。	こども教育課
No.	38 幼児期の学校教育・保育 のあり方の検討	教育・保育の内容や施設のあり方等について 総合的に検討することで、より良い教育・保育 環境を提供します。	
	子ども・子育て会議の開催	子ども・子育て支援に関する事項について調 査・審議するとともに、会議での意見を施策へ 反映するよう努めます。	こども教育課





	就学前教育・保育施設の あり方等の検討	保育所や幼稚園、認定こども園の定員や規模、 あり方等に関して、総合的に検討します。なお、 公立施設については施設の統廃合や民営化を進 めます。	こども教育課
No	39 就学前教育·保育施設の 整備	必要に応じて施設整備を進め、快適な保育環境を創造します。	
	市立保育所、幼稚園、認定 こども園の施設整備	地域の児童数の変化や老朽化に応じ、保育 所・幼稚園の修繕、認定こども園の整備を行い ます。	こども教育課
	私立保育所施設整備費補助 事業	施設改修等に係る費用の一部を助成し、快適 な保育環境の整備に努めます。	こども教育課

②多様な子育て支援の提供

具体的な取組	内容	担当課
No.40 多様な保育サービスの 実施	すべての家庭が安心して子育てできるよう、 多様な保育サービスを提供します。	
延長保育事業	必要に応じて、通常の利用日・利用時間以外に保育を実施することで、多様化する保育ニーズに対応します。	保育所等
 子育て短期支援事業 	保護者が疾病等の理由によって児童の養育が 一時的に艱難になった場合、児童福祉施設など で子どもの養育・保護を行います。	福祉総務課
一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園在園児について、保護者の仕事・冠婚 葬祭などの緊急の用事等で、家庭での保育が困 難な場合に、必要に応じて、通常の利用時間以 外に保育を実施します。	認定こども園
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	保護者の仕事・冠婚葬祭などの緊急の用事等 で、家庭での保育が一時的に困難になった場合 に、子どもを保育所等で一時的に預かります。	認定こども園・ 保育所
休日保育事業	必要に応じて、日曜・祝日に保育を実施する ことで、多様化する保育ニーズに対応します。 また、実施施設数の増加を検討します。	こども教育課
No.41 ファミリー・サポート・ センターの充実	育児や介護の援助を受けたい人(依頼会員)と 行いたい人(協力会員)が会員となり、育児や 介護について助け合えるよう、コーディネート を実施します。	
	依頼会員の援助依頼に、より迅速・確実に応 えることのできる体制を構築するとともに、事 業の周知に努めます。	ファミリー・ サポート・ センター
講習会等の充実	協力会員の養成と専門的な支援を行うための 講習を充実させます。	ファミリー・ サポート・ センター
│ ファミリー・サポート・セ ンター援助活動サポート 事業	自動車が必要な援助依頼に対応できるよう、 チャイルドシート、ジュニアシートの貸し出し を行います。	こども教育課
No.42 アフタースクール (放課後児童健全育成事 業)の充実	意して健全な育成に努めます。	
アフタースクールの施設 整備	利用者の増加や高学年の受入に対応するため、施設の適正な活用および維持管理に努めます。	こども教育課
職員研修の実施	定期的に研修を実施し、アフタースクール支援員の資質向上を図ります。	こども教育課



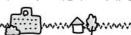


No.	43 病児・病後児保育事業の 実施	病児・病後児保育施設を設置し、病気中や病 気からの回復期にあるために、普段通っている 学校や園を利用できない子どもを保育します。	こども教育課
No.44 地域子育て支援拠点 事業の実施		地域の身近なところで、気軽に親子の交流や 子育て相談等ができるよう、地域子育て支援拠 点事業に取り組みます。	
	つどいの広場事業	主に3歳未満の乳幼児を持つ親とその子ども が気軽に集い、交流する場を提供し、地域の子 育て支援の充実を図ります。	児童館
	まちの子育てひろば	「まちの子育てひろば」を開設し、親子遊び や子育て講座等を行うことで、子育て中の親子 の仲間づくりや情報交換ができる場づくりを進 めます。	児童館 認定こども園・ 保育所 社会福祉協議会
	子育てサロン	子育ての不安やニーズを気軽に話せる場として、子育て中の親子だけでなく誰でも参加できるサロンを開設し、保護者同士や多世代間の交流を促進します。	社会福祉協議会
	自主活動への支援	保護者等が主体的な活動を行えるよう、リー ダーや支援ボランティアの育成に努めます。	児童館 認定こども園・ 保育所 社会福祉協議会
No.	45 養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが必要な家庭を 訪問し、養育に関する相談、指導、助言など、 必要な支援を行います。	福祉総務課
No.	46 出産祝品支給事業の 実施	新たに子どもを出産された保護者を対象に、子どもの名前や生年月日、子どもへのメッセージ等が揮毫された命名色紙を支給することで、 出産を祝福するとともに、親子の絆の醸成を図ります。	福祉総務課

③子育てに関する相談体制の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.47 きめ細やかな相談体制 の充実	各種相談事業において、より利用しやすい雰囲気づくりや相談員の資質の向上を図り、きめ細やかな相談体制をつくります。	
家庭児童相談室	相談員を配置し、子育ての悩み、心配事について窓口や訪問、電話で相談に応じます。また多様化・複雑化した相談内容に対応できるように、相談員の資質向上に努めるとともに、必要に応じて専門機関との連携を図ります。	福祉総務課
子育て相談の実施	子育て中の親や子どもが集う施設において、 相談を受けることができる体制を整えます。ま た、自然に悩みが相談できるような雰囲気づく りにも努めます。	児童館 認定こども園・ 保育所 社会福祉協議会
子育て何でも相談	発育発達・育児・栄養等、個々に応じたきめ 細やかな相談に努めるとともに、利用しやすい 雰囲気づくりに努めます。	健康課
いじめ、不登校相談	いじめや不登校など、子どもの悩みや教育に 関する悩みに指導主事等が相談に応じます。また、学校・家庭・関係機関との連携強化に努め ます。	学校教育課
非行相談	青少年の非行防止と健全育成を図ることを目 的に相談活動を行います。	青少年センター





		発育・発達や学校生活での悩みに対して、臨	学校教育課
	子どもの発達何でも相談	床心理士等が相談に応じます。(小学生以上対	(発達サポート
		象)	センター)
		相談内容に応じた適切な支援が提供できるよ	
	各種相談窓口の連携強化	う、保健、医療、福祉、教育部局が情報を共有	関係機関
		し、一体的な相談体制づくりに努めます。	
No	48 子育て支援の総合的な	子育て支援サービス等に関する問い合わせ	
I NO.	窓口づくり	に、一元的に対応するため、総合的な窓口を設	
	芯ロンくり	置します。	
		子育て家庭のニーズにあわせて、幼稚園、保	
		育所などの施設や、地域の子育て支援などから	
	利用者支援事業	必要な支援を選択して利用できるよう、行政窓	こども教育課
		口等において、情報提供や相談・援助を行う「利	
		用者支援事業」を実施します。	

具体的施策2 母子の健康づくり

母子の健康増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないものであり、子 どもの健やかな成長の基礎となっています。

しかし、近年では女性の出産年齢の上昇や子育てによるストレスの増大、食生活の乱れなど、母子を取り巻く環境には大きな変化が現れ、それらの問題に柔軟に対応するための取組が求められています。

本市では、母子健康手帳交付時の個別指導や妊婦への訪問指導、両親への意識啓発を 実施しています。今後も妊娠・出産・育児に関しての正しい知識の普及と、妊婦の不安 解消に努めていく必要があります。また、健診の受診率の向上や、未受診者への支援の 充実を図ります。

①母子の健康の確保

	具体的な取組	内容	担当課
No.	49 妊娠期からの一体的な 支援体制づくり	妊娠期の母親に対して、不安の解消のための 知識の普及や相談体制を整備し、安全な出産に 向けた支援の充実に努めます。また、啓発を行 い、両親の子育てについての意識を高めます。	
	安心して出産を迎えるため の支援	妊娠期の母親に対して、不安の解消のための 知識の普及や相談体制を整備し、安全かつ安心 な出産を支援します。また、医療機関等との連 携を密にし、支援体制の強化に努めます。	健康課
	母子健康手帳の交付および 健康相談	妊婦の健康管理のため、母子健康手帳交付時 に個別に面接し、妊娠・出産・育児に関する相 談に応じます。	健康課
	妊婦訪問指導	妊娠や出産、育児に不安がある妊婦やハイリスク妊婦に対し、家庭訪問や電話による相談や 指導を行います。	健康課
	妊婦健康診査費助成事業	妊婦健診にかかる費用の一部について、助成 を行います。	健康課
	パパママクラス	妊娠・出産について正しい理解を促すとともに、夫婦それぞれの役割を再認識できるよう支援します。 また、妊婦同士の仲間づくりを促進します。	健康課





	父親への子育て意識の啓発	パパママクラスへの父親参加を勧奨し、両親 の子育てについての意識を高めます。また、父 子健康手帳を配付し、父親の子育て参加を進め ます。	健康課
No.	50 母子保健事業の充実	母子を取り巻く環境の変化にあわせて各種母 子保健事業を充実させ、母子の健康保持・増進 に努めます。	
	各種健診·相談事業	母子を取り巻く環境変化にあわせて各種母子 保健事業を充実し、母子の健康保持・増進に努 めます。また、健診、相談を通じた育児支援を 強化します。	健康課
	特に支援が必要な子ども・ 家庭への指導	先天性異常、多胎児、障がいのある子どもなど、特に支援が必要とされる子どもとその家庭に対し、専門スタッフによる相談や訪問など、個々に応じたきめ細やかな対応を行います。ハイリスクケースについては、早期に関係機関と情報共有、連携強化を図るとともに、各機関の役割分担を明確にし、支援を行います。	健康課
	乳幼児の事故防止の啓発	乳幼児健診等でのリーフレット配布や、ポスター掲示など、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行い、誤飲や転落といった乳幼児の事故防止に関する啓発を行います。	健康課
	乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問・こんにちは 赤ちゃん訪問)	保健師が全戸家庭訪問を行い、赤ちゃんの発育・発達の観察や、保護者への育児相談・指導 等を行います。	健康課
	低出生体重児訪問指導	低出生体重児の訪問指導を実施し、支援に努 めます。	健康課
	4 か月児健診	小児科医師の診察、身体計測、子どもの発育・ 発達の観察や育児相談、栄養相談、離乳食講和 を行います。	健康課
	10か月児健診	身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児 相談、栄養相談、離乳食講和を行います。	健康課
	1歳6か月児健診	小児科医師の診察、歯科検診、身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談を行います。さらに、育児の負担感や発達に関する課題がある場合は、臨床心理士による助言を行います。	健康課
	2歳児育児教室	歯科衛生士の歯磨きチェック・指導、身体計 測、育児相談、栄養相談を行います。また、育 児の負担感や発達の課題がある場合は、臨床心 理士による助言を行います。	健康課
	3歳児健診	医師の診察、歯科検診、身体計測、目と耳のアンケート、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談を行います。さらに、言語発達の課題がある場合には、言語聴覚士による助言を行います。	健康課
	5 歳児発達相談事業	5歳になる子どもの保護者を対象に、就学に 向けての準備や子育てについて考える機会が持 てるよう支援します。	健康課
	母子保健連絡会	保健センターと関係機関(保育所、幼稚園、 教育委員会、子育て関係機関)との連絡会を開 催し、連携の強化を図ります。	健康課 福祉総務課 ^{発達サポート} センター





No.	51 歯科保健対策の推進	乳幼児歯科保健事業を充実させ、生涯を通じ た歯の健康づくりを支援します。	
	1歳6か月児、3歳児歯科 健康診査の実施	1歳6か月児、3歳児歯科健康診査を実施し、 歯科衛生士による歯磨きチェックと歯磨き指導 を行います。	健康課
	2歳児育児教室の実施	2歳児育児教室において、歯科衛生士による 歯磨きチェックと歯磨き指導を実施します。 また、栄養士による食事指導を実施します。	健康課
	まちぐるみ総合健診時の 歯科相談の実施	まちぐるみ総合健診時に医師の診察、歯科衛 生士の個別指導を実施します。	健康課
	健康展等での歯科相談の 実施	健康展等において、歯科衛生士による個別指 導、相談を実施します。	健康課
No.	52 感染症予防と予防接種 の普及啓発	感染症予防や予防接種に関する正しい知識の 普及啓発を行います。また、予防接種事業は関 係機関と連携し実施します。	健康課

②食育の推進

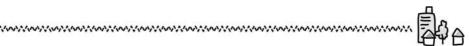
No.	53 食に関する学習の機会 づくり	各種教室・相談を通して、妊娠期からの食に ついての指導や、発達段階に応じた栄養指導を 行い、健全な食習慣の推進を支援します。	
	各種検診・相談事業に おける指導	4か月児健診時の離乳食講和、10カ月児育児 相談において、離乳食についての理解を深めら れるよう、指導や相談を実施します。	健康課
	離乳食もぐもぐ教室	離乳食の進め方、調理方法をより具体的に理解してもらうため、実習を通じた指導を行います。	健康課
	妊娠期の食生活についての 指導	パパママクラスにおいて、妊娠期の食事についての講和(試食含む)を行い、家庭での食生活の大切さを十分伝え、実践できるように支援します。	健康課
No.54関係団体との連携強化		いずみ会(食生活改善推進員)、保育所、小学校、子育てサークル等と連携しながら、子どもの正しい食習慣の定着を支援します。食育の日や、地産地消による家庭料理や郷土料理の普及についても、連携を取りながら推進していきます。	健康課
No.	55 市全体への食に関する 意識啓発	各種事業(健診、相談、健康展、広報誌、ケーブルテレビ、リーフレット配布等)を通じ、健康づくりや食育についての情報提供を行い、食に関する意識啓発を行います。また、イベント等を通して地産地消を推進します。 また、「食事バランスガイド」「食生活指針」「日本人の食事摂取基準」などを参考に、相談を実施します。	秘書室 まちづくり創造課 情報推進室 健康課 農林課

具体的施策3 家庭教育の学習機会の充実

核家族化や地域の人間関係の希薄化、親自身の規範意識の低下等を背景に、家庭の教育力の低下が指摘されています。今後も、講演会等の開催を通じて、子育て家庭への啓発に努めていきます。友人・知人への相談が多いことを踏まえて、学習や交流・多検討を通じた仲間づくりの場の創出に努めます。

また、「大学があるまち」の強みを生かすため、市と兵庫教育大学が中心となり「輝く





加東まちづくりコンソーシアム」を設立しています。その一環として、市と同大学が連携して「子育て支援講座」を実施するなど、子育てや教育に関する知識を普及していきます。

①家庭の教育力の向上

	具体的な取組	内容	担当課
No.	.56 家庭の教育力を育成す るための啓発活動	子どもに対する教育のはじまりの場である家庭の教育力の向上のため、保護者への学習機会の充実や家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。	
	家庭教育の重要性の 意識啓発	各保育所、幼稚園、学校、児童館等における 子育て講演会、教育講演会などの開催により、 家庭教育力の向上に努めます。また、家庭児童 相談室、児童館等において保護者が子育てに取 り組む姿勢を指導します。	こども教育課 学校教育課 生涯学習課
	子育て支援講座の開催	児童館等において大学教員を講師に子育てに 関する講座を開催し、保護者への知識普及に努 めます。	こども教育課
	子育て講演会・教育講演会 等への支援	保護者向けの講演会を実施します。	生涯学習課

具体的施策4 経済的支援

子育てには、養育費や教育費、医療費など、経済的負担が多く、支援を望む声が多く あります。特に近年の経済不況の影響により、子育てに係る経済的負担感が増加してい ることが想定されます。

受益者負担の視点と低所得者への配慮を勘案しながら、より多くの子育て家庭の経済的負担感を軽減できる支援を提供する必要があります。

また、さまざまな機会を活用して、各種手当・制度の周知に努め、利用促進につなげていきます。

①子育て家庭への経済的支援

	具体的な取組	内容	担当課
No.57 児童手当等の支給による経済支援		児童手当等の支給を通じ、子育て家庭におけ る経済負担の軽減に努めます。	
	児童手当の支給	中学校終了前の児童を養育している方に対し て手当を支給します。(所得制限あり)	福祉総務課
	乳幼児等・こども医療費の 助成	乳幼児等・こども医療費の一部を助成します。 (所得制限あり。ただし、〇歳児については所 得制限なし)〇歳から中学校3年生まで、外来・ 入院とも自己負担はありません。	保険医療課
	未熟児養育医療助成制度	医師が、入院による養育が必要と判断した未熟児に対して、保険適用となる入院医療費の自己負担額および入院時食事療養費に係る自己負担額の全額を助成します。	保険医療課
	就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる小 中学校の児童・生徒の保護者に対し、教育に係	教育総務課





	る費用の一部を援助します。	
奨学金給付	経済的理由等により高等学校への就学が困難 な生徒に対して、一定額の奨学金を支給します。	教育総務課
遠距離児童生徒通学援助	加東市立の小中学校に遠距離通学する児童・ 生徒の保護者に対して、通学費の一部を援助し ます。	教育総務課
自転車通学ヘルメット 購入費補助	加東市立の中学校に通学する生徒の保護者に 対して、通学用ヘルメットの購入に要する費用 の一部を補助します。	教育総務課

基本施策Ⅱ-2 子育てと仕事の両立の推進

すべての人が、仕事と家庭の両立した「ワーク・ライフ・バランス」がとれた生活を 送れるよう、働き方の見直しや、職場や家庭における男女共同参画の推進を図ることで、 「結婚したい」「子どもを生みたい・育てたい」と思えるような環境づくりを目指します。

具体的施策1 子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

多くの子育て家庭が直面する問題が、子育てと仕事の両立です。

かつては、父親が仕事をし、母親は家庭で家事・育児をすることが一般的でした。しかし、現在では女性の社会進出が進み、子どもをもっても働き続けることを希望する女性が増えています。

子育て中の労働者が仕事と子育てを両立できるよう、育児休業や短時間勤務を取得し やすい環境づくりや職場への復帰支援など、子育て家庭に優しい環境づくりに取り組み ます。また、男性の育児参加の促進のため、男女共同参画の家庭への啓発を図ります。

①子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

	具体的な取組	内容	担当課
No.	58 子育てしやすい職場 環境づくり	仕事と生活のバランスが取れる、働きやすく 子育てしやすい環境づくりについての意識啓発 を行います。また、男女が共同して家庭責任を 果たし、ともに自立した生活を送ることができ るよう、家事・育児・介護などをテーマにした 学習機会の提供と意識啓発に努めます。	
	「ワーク・ライフ・バラン ス」の推進	加東市企業人権教育協議会の社員研修会において、男女共同参画を視点においた研修を充実させ、企業啓発を行います。また、広報活動に努めるとともに、企業巡回を実施し、取組状況の確認や実施への要請を行います。	商工観光課 人権協働課
	育児休業・介護休業等取得 制度の定着促進	育児休業取得についての職場の理解を深めるため、広報誌やパンフレット、ポスター等の活用をはじめ、さまざまな機会を通じて意識啓発に努めます。 また、男性も含めた育児・介護休業制度の周知と活用促進を図ります。特に、行政機関から	人事課 商工観光課 人権協働課





	率先して、育児休業や育児短時間勤務などを取得しやすい職場環境づくりを推進し、部分休業 や育児短時間勤務などの取得向上に努めます。	
短時間勤務制度等の 活用促進	育児・介護休業法の改定に伴って義務化された、短時間勤務制度や所定外労働の免除等について、行政機関から率先して活用を促進します。	人事課 商工観光課

具体的施策2 男女共同参画の家庭への啓発

「家事・育児は女性の仕事」という固定的な性別役割分担意識が、いまだに残っています。今後も引き続き、男女共同参画について学習する機会を提供し、固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同による子育てを推進していきます。

①男女共同参画の家庭への啓発

	具体的な取組	内容	担当課
No	.59 男女共同による家事・ 育児の促進	男女が共同して家庭責任を果たし、ともに自立した生活を送ることができるよう、「第2次男女共同参画プラン」に基づき、セミナー等を充実させ、「男女共同参画社会」について啓発します。	
	男女共同参画セミナー	セミナーや研修会を通して、男女共同参画に 関する正しい理解や意識啓発に努めます。 また、男女共同参画に関する市民の自主的な 学習グループ活動の活性化を図ります。	人権教育課

具体的施策3 ひとり親家庭への支援

近年、社会環境や生活環境の多様化、個人の価値観の変化などによる離婚や非婚での 出産の増加に伴い、母子・父子世帯が増加しています。

本市では、ひとり親家庭に対する支援として、経済的支援のほか、職業訓練や生活相談など自立に向けた支援を行っています。増加する母子・父子家庭に対して、今後も支援を充実し、子どもが環境に左右されず、健やかに成長できる体制をつくる必要があります。

①ひとり親家庭に対する支援の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.60 ひとり親家庭に対する 支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、 母子・父子自立支援員や家庭児童相談員による 相談体制、日常生活の支援、就業支援などを行 います。	
母子・父子自立支援員による相談	ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談・指導等、生活全般の支援を行うとともに、 職業能力の向上および求職活動に関する支援を 行います。	福祉総務課
家庭児童相談員による相談	家庭で児童を養育していくうえでのさまざま な悩み、心配事について相談に応じます。	福祉総務課





	自立支援教育訓練給付金	公共職業訓練や職場適応訓練を受ける場合に、雇用保険の受給資格者以外の者であって一定の要件に該当する場合に、教育訓練の受講に 係る経費の一部を助成します。	福祉総務課
	母子家庭等高等職業訓練 促進給付金等	看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養 成機関等で修行する場合に支給します。	福祉総務課
No.	61 ひとり親家庭に対する 経済的支援	各種手当の充実に努め、ひとり親家庭を経済 的に支援し、生活の安定、自立支援を目指しま す。	
	児童扶養手当の支給	父母の婚姻海象等により父または母と生計を 同じくしない児童を養育している方に手当を支 給します。 また、父または母が重度の障がいを有する場 合も、同様に手当てを支給します。(いずれも所 得制限あり)	福祉総務課
	母子父子寡婦福祉資金の 貸付	ひとり親家庭の経済的自立と、扶養している 児童の福祉を増進するため、修学資金、技能取 得資金等の貸付を行います。	福祉総務課
	母子家庭等医療費の助成	18歳に達した年度の末までの児童、または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父および児童、遺児の受給対象者に対して医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。(所得制限あり)	保険医療課

基本施策Ⅲ-1 地域の子育て応援の輪づくり

子育てを安心して行うことができるよう、地域での見守りやネットワークの強化を推進し、地域全体で子育てを応援するまちづくりを推進します。

具体的施策1 地域のネットワークづくり

周囲から孤立した子育て家庭を支援するために、すべての子どもを地域全体で育て、 見守っていく社会づくりが大切です。

核家族化や近所づきあいの希薄化が進む中、地域全体での子育てを進めるためには、 お互いの顔が見える関係づくりが必要です。民生委員・児童委員が中心となり、関係機 関と連携しながら地域ニーズの把握ときめ細やかな対応に努めていきます。

また、近年は、かつてよく見られた地域の子ども同士で年齢に関係なく大勢で遊ぶ姿が少なくなりました。さまざまな世代の子ども同士の交流により、友だちとの関わり方や責任感、人の立場に立って考えることを学ぶ機会づくりが大切であるといえます。





①顔の見える地域づくり

	具体的な取組	内容	担当課
N0.62 地域父流・助けめい活動		子どもや子育て家庭を見守り、支え合う地域 社会づくりに向け、地域との協働による子育て 支援の取組を推進するとともに、関係機関・団 体の連携を密にし、地域に根ざした子育て支援 策の充実を図ります。	
	小地域福祉活動	誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、住民が力を合わせて協力し合いながら進める自主的な活動を支援し、地域での見守り体制づくりに取り組みます。さらに、子育て世代自らが活動へ参画できるよう事業展開に努めます。	社会福祉協議会
	活動拠点づくり	子どもや保護者との交流や、相談など、気軽に集える活動拠点づくりに努めます。時間にゆとりのある高齢者と子どもたちが、相互に見守る仕組みづくりについて検討します。	福祉総務課社会福祉協議会
	連携の強化	地域内の福祉問題の解決、助け合い活動の根とワークづくりを進めるために、民生委員・児童委員・民生児童協力委員、自治会、婦人会等と協力しながら地域でのきめ細やかな見守り・助け合い活動に取り組みます。	福祉総務課
No.	63 子ども同士のつながり の強化	異年齢の子ども同士で学びあえる縦のつなが りを強め、豊かな人兼関係づくりに努めます。	
	たてわり活動	保育所や小学校において縦割りによる活動を 行い、年齢や学年を超えた交流を促進します。 また、地区の神殿同士のつながりを強めるため、地区ごとの遊びや活動をさらに増やすよう 取り組みます。	保育所 小中一貫教育 推進室
	アフタースクール	子どもの安全を確保し、暖かい見守りに加えて、日々の生活の中で多くの体験を通して健全な育成を図ることを目指します。	こども教育課
	ひょうご放課後プラン (地域子ども教室型)	放課後や週末における、スポーツや文化活動 等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活 動を推進します。また、各地区での実施に向け た環境づくりを支援します。	生涯学習課

具体的施策2 地域の教育力の向上

近年、地域の教育力が「以前と比べて低下している」と感じる保護者も多く、家庭・ 学校のみならず、地域のさまざまな人たちとの交流や体験を通した子どもの育ちが求め られています。

地域活動の活性化により、交流・体験機会を充実するとともに、地域全体で子どもを育て、見守っていくことの重要性を啓発し、子どもや親子のリ行活動への積極的な参加を促していくことも必要です。





①地域の交流を通じた教育力の向上

	具体的な取組	内容	担当課
N	0.64 地域の活動を通じた 「子育て力」の醸成	各事業を通じた世代間交流活動等を支援する ことで、地域の教育力・福祉力を高めます。	
	世代間交流事業	保育所、学校、子ども会、自治会、老人クラブ等の共同による行事の開催など、幅広い年齢 層がともに集える事業を推進します。	こども教育課 生涯学習課
	小地域福祉活動	地域住民が主体となって実施する、多世代の ふれあい交流や子どもの見守り活動といった地 域内の福祉活動について、市内全域での実施を 目指して普及啓発および活動支援に取り組みま す。	社会福祉協議会
	スポーツ活動を通じた地域 の交流促進	新たな企画を盛り込んだ各種大会の実施や、スポーツ推進委員の企画によるイベントの創出 を図ります。特に、子ども達が企画・参加でき る要素をより多く盛り込み、実施していきます。	生涯学習課

·

②地域の子育て人材づくり

	具体的な取組	内容	担当課
No. 65	子育てサークル活動の 支援	活動環境や運営方法についての助言を行うなど、自主的な子育てクループの結成を支援します。また、グループが地域の身近な場所で活動できるよう、場所の確保、運営の助言、協力者・ボランティアの調整等の支援を行います。	こども教育課
No.66	サークルを支援する 各機関の連携強化	関係機関が情報交換を行うことで、支援の充実につなげます。また、人材育成、サークルの活性化、ニーズの把握を行い、支援方針の統一化を図ります。	こども教育課
No.67	サークル同士による 交流の促進	市内の子育てサークルの交流会を実施し、活動の違いを超えた交流の場を提供します。また、各サークルと児童館の連携を強化することで、各児童館の長所を生かせるよう努めます。	こども教育課
No.68	子育てボランティア・ 子育てサポーターの 育成	地域の人材を子育て支援に活用するため、ボランティアの発掘と育成に努めます。また、子育てサークル等において、子育て当事者や子育て経験者が子育てサポーターとして活躍できる環境を整えます。	こども教育課

具体的施策3 情報の提供

子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや問題を解決していくためには、「サービスや支援 に関する情報が適切に生きと説くこと」が重要です。

現在、広報かとうやパンフレット、市ホームページ、市ケーブルテレビなど、さまざまな媒体を用いて情報を発信しています。

今後も多様な媒体を活用して広く周知していくとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細やかな配慮に努めます。





①子育て情報提供サービスの充実

	具体的な取組	内容	担当課
No.	69 子育て情報の提供	広報紙、ホームページ、パンフレットやチラシなどのさまざまな媒体を通じて、子育てに関する情報や施設、イベントを周知します。	
	市広報誌等による子育て情 報の充実	各種健診や児童館、図書館等の情報を定期的 に掲載し、情報発信します。また、定期的に子 育て支援に関する特集を掲載します。	秘書室
	インターネット・ケーブル テレビにおける子育て情 報の充実	市からのお知らせや各施設で実施している事 業内容について、情報提供を行います。	秘書室 まちづくり創造課 情報推進室
	子ども・子育て支援事業計 画の周知	市広報やホームページ、ケーブルテレビ等、 多様な媒体を活用し、計画の内容を公開し、市 民への周知を図ります。	こども教育課
	まちの子育てひろば情報	保育所の情報、まちの子育てひろばの活動や 子育てイベントなどのお知らせを掲載し、市内 保育所や公共施設、子育てサークル等へ配布し ます。	社会福祉協議会

<u></u>

基本施策Ⅲ-2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり

子どもを取り巻く住居、遊び場等の整備による生活環境の質の向上を図り、「子育てバリアフリー」の実現を目指します。また、安心して子どもを産み、育てることができる 医療体制の充実とともに、子どもを犯罪や交通事故などから守るための取組や、地域での見守り体制を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

具体的施策1 快適な環境づくり

子どもが健やかに生まれ育つには、居住空間はとても重要です。子育て家庭がゆとり ある良質な住環境で暮らすことができるよう、取り組みます。

また、地域の公園は子どもの屋外の遊び場としてばかりでなく、地域住民の憩いの場として大切なものであり、それぞれの地域性に配慮した整備が必要であることから、地域全体の協力のもとで進めることが大切です。

①良質な住環境確保のための支援

	具体的な取組	内容	担当課
No	.70 ゆとりある住環境確保 のための支援	子育て家庭がゆとりのある良質な住環境を確保できるよう支援します。	
	定住を促進する住宅地の 供給	特別指定区域制度を地域と協働で導入すること等により、子育て家庭にとっても住宅地を確保しやすくなるような施策を推進します。	都市政策課
	市営住宅の整備・供給	子育て家庭がゆとりある居住環境を確保できるよう、計画的に修繕を行い、良質な市営住宅 供給に努めます。	都市政策課





住まいの耐震化の支援	昭和56年以前に建築された住宅に対する耐震 診断・耐震改修助成制度の普及啓発および促進 に努め、安全。安心な住環境づくりを支援しま す。	都市政策課
良好な住宅地の形成	地区計画や建築協定等を活用した快適で魅力 あるまちづくりを、地域と協働で推進します。	都市政策課

②子どもがのびのびと過ごせる遊び場づくり

	具体的な取組	内容	担当課
No.	71 公園の整備促進	子どもたちや親子が身近で楽しめる遊び場と なるよう、整備や経年劣化した施設の修繕、改 築等に努めます。	
	地域に即した公園の整備	公園については、既存施設で需要を充足していることから、新規設置の計画はありません。 区画整理事業等により新たに設置する場合は、 地域の実情に即した公園を、地域との協働のも とに整備します。	土木課
	遊具の設置等の整備	遊具等の安全点検を定期的に実施し、劣化や 損傷の進行を未然に防止する対策を講じるとと もに、劣化が進行している遊具から計画的に更 新します。	土木課
	美しい遊び場環境の提供	公園の定期的な清掃や除草、高木の剪定や芝 生の刈込を行い、景観的に美しく、清潔な遊び 場環境の維持に努めます。	土木課

具体的施策2 安心・安全な環境づくり

子どもが地域で安全・安心に暮らしていくことができる環境づくりは、時代を担う子 どもの育成において欠かせない重要な課題です。

医療環境については、いつでも、だれでも、安心して医療が受けられる体制整備が重要です。医師確保に努めるとともに、広域的な取組により、安心して受診できる環境整備を進めます。

また、近年、子どもが被害にある交通事故や凶悪犯罪が増加しています。子どものかけがえのない命を守るために、通学路の安全確保や防犯活動の推進に積極的に取り組んでいきます。

①小児医療の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.72 広域的な小児救急医 体制保整備	小野市加東市医師会および北播磨地域の小児 救急医療施設との連携を図ります。加東市民病 院では、常勤の小児科医師による小児医療を実 施しています。今後も地域住民が安心して暮ら せるよう、医師確保や医療体制の充実に取り組 みます。	健康課 加東市民病院
No.73 かかりつけ医づくり 推進	の 子どもの健康管理のため、新生児訪問や乳幼児健診等で啓発するなど、身近なかかりつけ医づくりを推進します。	健康課





②有害環境の浄化

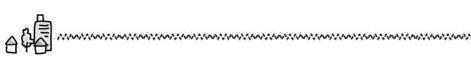
	具体的な取組	内容	担当課
No. 74	有害図書自動販売機の	有害図書等自動販売機の設置防止や監視を行	学校教育課
	設置防止	い、健全な環境づくりに努めます。	青少年センター

③公共施設・道路環境の整備

具体的な取組	内容	担当課
No.75 道路の段差解消	市内の幹線道路において、子どもの通行や車椅子、自転車などの利用に支障をきたす箇所については、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいた改善を順次実施します。今後の整備にあたっては、利用状況の把握に努め、緊急を要する箇所、公共施設周辺など利用者の多い個所から計画的に改善を進めます。また、国・県道についても、管理者に改善を要望していきます。	土木課
No.76 子育て支援設備の整備	公共施設に、オムツ替えスペースや親子で入れるトイレなどを設置するとともに、ベビールームやベビーベッドなどの子育て支援設備を整備します。	こども教育課

④子どもの交通安全の確保

	具体的な取組	内容	担当課
No.	77 通学路の安全確保	子どもが交通事故の被害に遭わないため、学校・PTA・地域住民と連携を図り、要望や通学路の見回り結果に基づき、カーブミラー・啓発看板・標識の設置を進めるとともに、必要な交通規制や信号機の設置を警察に要望し、交通事故から子どもを守るための安全確保を図ります。	
	交通安全施設の整備	通学路にある見通しの悪い交差点などに、カーブミラーの設置を進めます。また、事故多発箇所等には、注意喚起看板や啓発看板の設置を進めます。	防災課
No.	78 交通安全推進活動の 充実	児童・生徒に対する交通安全教育を充実するとともに、運転者等に対する交通ルール、交通マナーの向上について、警察・交通安全協会と連携した啓発事業を推進します。	
	交通安全推進活動への助成	各地区の自治会、老人会等の団体による交通 安全推進活動に対し、活動に必要な経費の補助 を行うことで、活動の充実を図ります。	防災課
	交通安全教室の実施	警察や交通安全協会と連携し、保育所、幼稚園、小・中学校での、啓発ビデオ鑑賞や信号機を使った歩行訓練、自転車の正しい乗り方の指導などを行います。また、通学時の自転車指導を実施するほか、生徒に交通安全効果の高い自転車用反射板を配流します。	防災課

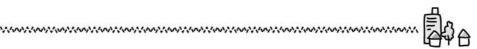




⑤子どもを犯罪被害から守るための活動の推進

具体的な取組	内容	担当課
No.79 防犯灯・防犯カメラの 設置	市内の生徒の要望を基に、通学路等に防犯灯を設置し、要望各所への設置率が90%を上回るよう整備を進めます。また、新たな対策箇所の調査を実施し、さらに通学路の安全確保を図ります。また、主要な通学路や公共的空間で不審者出防情報のある個所等に、防犯カメラの設置を進めるとともに、自治会での防犯カメラ・センサーライトの設置に対し、補助金を交付します。	防災課
No.80 防犯に関する情報提供	兵庫防災ネットの携帯電話メールサービスを 利用した「かとう安全安心ネット」による犯罪・ 防犯情報の配信、ケーブルテレビ等による情報 提供を実施します。保育所、幼稚園、学校等を 通じてチラシを配布するなど、メールサービス への登録を促進します。	防災課
No.81 防犯対策の推進	児童・生徒に対し、防犯ブザーの携帯や、集団登校・集団下校の実施による安全な登下校を 指導するとともに、個々の危機管理能力を高め、 自分の身は自分で守る意識を定着させていきま す。	学校教育課
No.82 保育所・学校等の安全 対策の推進	保育所、幼稚園、認定こども園、学校内の防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、県警ホットラインや非常ベル通報器、防犯カメラなどの防犯設備を整備し、園・校内の巡視の強化、危険個所の点検などに取り組みます。また、教職員の防犯意識の高揚のため、講習会を実施します。	こども教育課 教育総務課 学校教育課
No.83 地域ぐるみの防犯活動	「子ども110番の家」などの、子どもの駆け込み場所の設置や、まちぐるみ防犯グループ活動を通じ、子どもたちへの声かけ・見守り活動を行うことで、地域の子どもたちは地域で育てるという意識を高め、地域の防犯力の向上を図ります。	
まちづくり防犯グループ 活動	各地区の自治会、老人会、婦人会、PTA等の団体によるまちづくり防犯グループに対し、活動に必要な経費への補助金を交付することにより、支援を行います。また、活動内容の充実・人材育成に向け、研修会の開催や、各グループ間の交流促進などの方策について検討します。	防災課
防犯パトロールの実施	通学時間において、青色回転灯を灯火した公 用車による防犯パトロールを行います。	防災課 青少年センター
ひょうごハート・ブリッジ 運動	地域の人が地域の子どもたちに対して見守り や温かい声かけを行うなど、地域の大人と子ど もがともに顔の見える関係を築くことを促進し ます。	青少年センター
子ども110番の家	子どもがトラブルに巻き込まれそうになったときに逃げ込める一時避難場所として、「子ども110番の家」を地域の民家や商店、公共施設等に設置します。また、制度や場所の詳細についてPTAに啓発していきます。	学校教育課





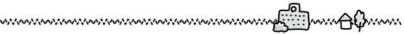
No.84	青少年の健全育成活動 の推進	青少年の健全育成を阻害する問題を早期に解決するため、地域と連携しながら、通学路の安全確保や補導活動などに取り組みます。特に、有害なネット環境から子どもを守るため、「加東市ネット見守り隊」を中心に、地域・学校・保護者と連携しながら、さまざまな取組を進めていきます。また、子どもの人権をテーマとした講習会の開催や、「子ども共育懇談会」の開催支援により、大きにある。	学校教育課
No.85	防犯意識の高揚	づくり活動を推進します。 防犯意識の高揚のため、市内の危険個所についての情報提供や、市の広報誌、チラシ等を活用した啓発に努めます。	防災課
No.86	防犯ネットワークの 形成	防犯活動を行っている各種団体、機関の連携 を密にし、総合的な防犯協力体制づくりを強化 します。	関係機関



第5章 今後5か年の主要事業の 一般の見込み」と「確保方策」







第5章 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」

1 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。

本市における教育・保育提供区域は、地域の実情を踏まえ、効率的に提供体制が整えられるよう、市全体を1区域として定めます。

| 八子校区が| 教育・保育施設 - 東条西 | 東東西 | 東西 | 東東西 | 東東西

■ 小学校区別 教育・保育施設一覧及び施設の分布



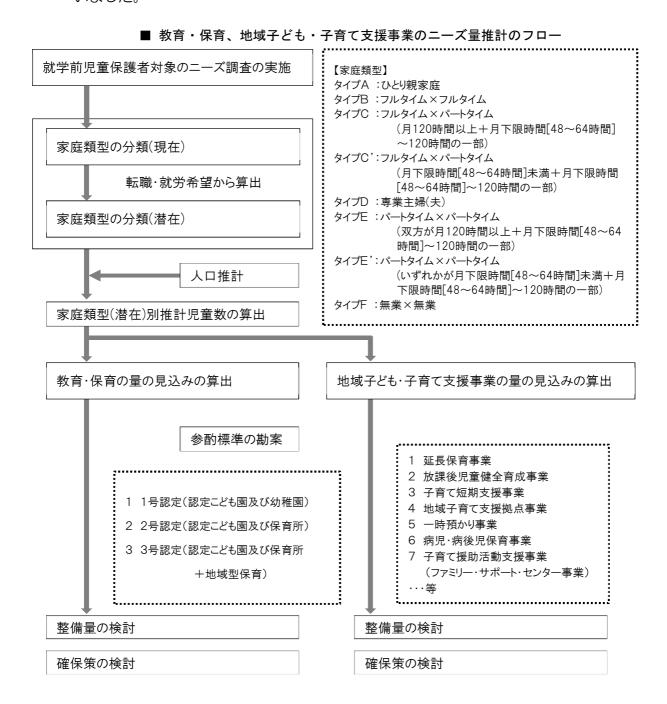


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

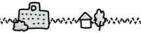
‹›,><,‹›,><,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,<,‹›,>,</i>

(1)推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児 童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子 ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」 の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行 いました。







(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、O~5歳では平成29年の2,146人から令和6年には2,138人と推計され、増減しながらも微減で推移することが予測されます。

<u></u>

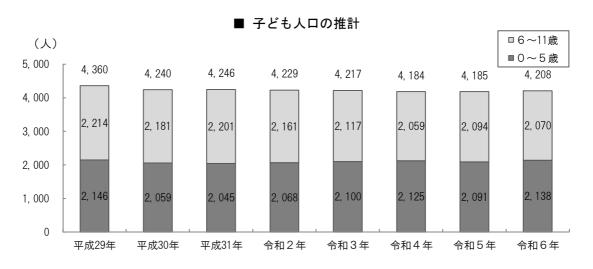
また、6~11歳も同様に平成29年の2,214人から令和6年には2,070人と推計され、増減しながらも微減で推移することが予測されます。

■ 子ども人口の推移と推計

単位:人

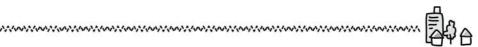
		平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
_	0~11歳	4, 360	4, 240	4, 246	4, 229	4, 217	4, 184	4, 185	4, 208
	0歳	412	316	354	358	356	356	358	364
	1歳	346	398	320	358	362	360	360	362
	2歳	332	331	394	317	354	358	356	356
	3歳	343	323	330	393	316	353	357	355
	4歳	368	331	319	326	389	313	350	354
	5 歳	345	360	328	316	323	385	310	347
	0~5歳	2, 146	2, 059	2, 045	2, 068	2, 100	2, 125	2, 091	2, 138
	6歳	353	339	363	331	319	326	389	313
	7歳	388	358	343	367	335	323	330	393
	8歳	366	385	355	340	364	332	320	327
	9歳	375	368	390	360	344	369	337	325
	10歳	353	379	370	392	362	346	371	339
	11歳	379	352	380	371	393	363	347	373
	6~11歳	2, 214	2, 181	2, 201	2, 161	2, 117	2, 059	2, 094	2, 070

資料: 平成29年~平成31/令和元年は、住民基本台帳(各年3月31日) 令和2年~令和6年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計(各年3月31日)





家庭類型



(3) 家庭類型 (現在・潜在) 別児童数の推計

家庭類型(現在・潜在)別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭 類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向 を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童(0~5歳)の家庭類型(現在・潜在)の割合

明

潜在	
4.	7
43.	1
28.	6
7.	8

タイプA	ひとり親家庭	4. 7
タイプB	フルタイム×フルタイム	40. 0
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48~64時間]~120時間の一部)	27. 3
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48~64時間]未満+月下限時間[48~64時間]~ 120時間の一部)	6. 0
タイプD	専業主婦 (夫)	21. 8
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48~64時間]~120時間 の一部)	0. 3
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48~64時間]未満+月下限時間[48~ 64時間]~120時間の一部)	0. 0
タイプF	無業×無業	0. 0

説

	/百1工
	4. 7
	43. 1
	28. 6
)	7. 8
	15. 6
	0. 3
	0. 0
	0. 0

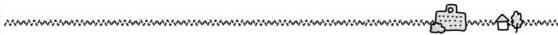
そして、令和2年度~令和6年度の推計児童数に家庭類型(潜在)別の割合を乗じ てそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数 (0~5歳)

単位:%(潜在割合)、人(児童数)

家庭類型	潜在割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タイプA	4. 7	101	97	96	97	99
タイプB	43. 1	925	888	882	892	905
タイプC	28. 6	613	588	584	591	600
タイプC'	7. 8	167	160	159	161	164
タイプD	15. 6	334	321	319	322	327
タイプE	0. 3	6	5	5	5	5
タイプE'	0. 0	0	0	0	0	0
タイプF	0. 0	0	0	0	0	0
推計児童数(0~5歳)	100. 0	2, 146	2, 059	2, 045	2, 068	2, 100





3 教育・保育事業の提供

(1)施設型事業

① 幼稚園および認定こども園(幼稚園部分)

幼稚園は幼児の心身の発達を助長することを目的として、集団行動を通して日常の 生活習慣を養うための教育を行う施設です。

また、認定こども園は幼稚園と保育所(園)の機能や特徴を合わせ持つ、教育と保育を一体的に行う施設です。

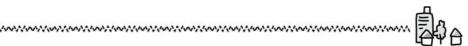
確保方策

現状では、全体的なニーズに対する供給量は満たしています。

■ 教育施設(幼稚園、認定こども園)の量の見込みと確保の状況

						+ 位・八
	推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		295	292	300	290	302
	1号認定	264	262	268	260	270
	2号認定	31	30	32	30	32
2	確保の状況	339	339	345	345	345
	特定教育・保育施設	339	339	345	345	345
	認可外保育施設等	0	0	0	0	0
	乖離 (2-1)	44	47	45	55	43





② 保育所および認定こども園(保育所部分)

保護者の就労や親族の介護など、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。

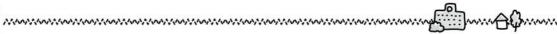
確保方策

現状では、確保体制が整っていません。今後、新規参入する事業者を確保し、提供体制を整えます。

■ 保育施設(認定こども園、認可保育所)の量の見込みと確保の状況

		推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1):	量の	見込み	1, 205	1, 220	1, 239	1, 212	1, 245
	2-	号認定	797	792	810	783	814
	3 -	号認定	408	428	429	429	431
		0歳	57	56	56	57	58
		1 · 2 歳	351	372	373	372	373
2	確保	:の状況	1, 160	1, 158	1, 208	1, 208	1, 208
	特	定教育·保育施設	1, 131	1, 131	1, 181	1, 181	1, 181
		2号認定	753	753	783	783	783
		3号認定	378	378	398	398	398
	認	可外保育施設等	29	27	27	27	27
	乖离	雅(②一①)	△45	△62	△31	△4	△37





4 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1)延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、必要に応じて通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

確保方策

保護者の就労状況等、各家庭の状況に合わせた利用ができるよう、すべての保育所、認定こども園で実施します。

■ 延長保育事業の量の見込みと確保の状況

単位:人

推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	577	586	593	584	597
②確保の状況	577	586	593	584	597
乖離 (2-1)	0	0	0	0	0

(2)地域子育て支援拠点事業

児童館や保育所など、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育で中の親子の交流(ひろば活動)や育児相談、情報提供等を実施し、地域の子育で家庭を支援する事業です。

確保方策

2つの児童館(児童館事業の実施施設は3か所)を中心に、ひろば事業等を実施します。利用者のニーズにあわせたきめ細かな支援の提供を行います。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位:人

推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	80, 607	82, 822	82, 977	83, 018	83, 804
②確保の状況	80, 607	82, 822	82, 977	83, 018	83, 804
乖離 (2-1)	0	0	0	0	0

(3)病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できないときに、 子どもを一時的に預かり、保護者に代わって看護師・保育士などが看護・保育する事業です。





確保方策

市内の医療機関において、病児・病後児保育施設1か所整備し、対応します。

■ 病児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位:人

推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	115	121	127	129	137
②確保の状況	115	121	127	129	137
乖離 (②一①)	0	0	0	0	0

(4) 放課後児童健全育成事業(アフタースクール)

放課後に保育を受けられない児童に対し、遊び・生活の場を提供し、児童の健全な 育成を図る事業です。

確保方策

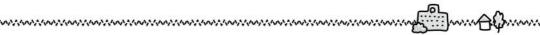
市内すべての小学校区(9か所)において実施しています。利用者の増加に対し、 施設の適正な活用やアフタースクール支援員の資質向上を図ります。

①低学年

■ アフタースクールの量の見込みと確保の状況

	推計值	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1	量の見込み数	360	362	356	377	383
	1 年生	155	156	153	162	165
	2年生	122	123	121	128	130
	3年生	83	83	82	87	88
2	確保の状況	360	362	356	377	383
	1 年生	155	156	153	162	165
	2 年生	122	123	121	128	130
	3年生	83	83	82	87	88
	乖離 (2-1)	0	0	0	0	0





②高学年

単位:人

	推計值	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1	量の見込み数	50	51	50	53	54
	4年生	36	37	36	38	39
	5年生	12	12	12	13	13
	6年生	2	2	2	2	2
2	確保の状況	50	51	50	53	54
	4年生	36	37	36	38	39
	5年生	12	12	12	13	13
	6年生	2	2	2	2	2
	乖離 (2-1)	0	0	0	0	0

(5)子育で短期支援事業(ショートステイ)

保護者が病気や冠婚葬祭などの事由により、家庭で子どもを一時的に養育することができなくなった場合に、児童養護施設等で養育する事業です。

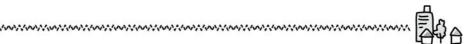
確保方策

委託契約を結んでいる11か所の施設と連携しながら、提供量を確保します。

■ 子育て短期支援事業(ショートステイ)の量の見込みと確保の状況

推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11	11	11	11	11
②確保の状況	11	11	11	11	11
乖離 (②一①)	0	0	0	0	0





(6) 一時預かり事業

① 幼稚園在園児を対象とした預かり保育

通常の教育時間の前後や長期休暇期間中などに、保護者の要請に応じて、希望者を 対象に実施する事業です。

確保方策

預かり保育を希望する在園児を対象とし、在園する園にて一時預かり事業を実施します。

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位:人

	1 1					
推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	5, 042	5, 008	5, 120	4, 954	5, 144	
②確保の状況	5, 042	5, 008	5, 120	4, 954	5, 144	
乖離 (2-1)	0	0	0	0	0	

② 幼稚園在園児を対象とした預かり保育以外

在園児以外の子どもについて、保護者の就労や疾病時、育児疲れ解消などの理由で家庭での保育が困難な場合などに、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

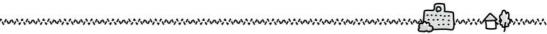
確保方策

保育所、認定こども園の協力のもと、提供体制を確保します。

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	906	922	932	919	938
②確保の状況	906	922	932	919	938
乖離 (2-1)	0	0	0	0	0





(7) 利用者支援事業

子どもおよびその保護者、または妊娠している方などが地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保方策

東条鯉こいランドにおいて基本型、保健センターにおいて母子保健型を開始し、相談業務を行っています。適切な相談・指導・助言を行えるよう、相談員の資質向上に努めます。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

単位:か所

	推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	量の見込み	2	2	2	2	2
	基本・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
2	確保の状況	2	2	2	2	2
	基本・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	乖離 (②一①)	0	0	0	0	0

(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業です。

確保方策

援助を受けたい人の依頼に、より迅速・確実に応えることができる体制を確保します。また、講習会の充実に努め、より良いサポート活動を実施します。

■ ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保の状況

推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	508	506	502	502	505
②確保の状況	508	506	502	502	505
乖離 (2-1)	0	0	0	0	0





(9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談、 子育て情報の提供等を行う事業です。

確保方策

子育てをしていく保護者が孤立し不安に陥らずに安心して子育てができるよう、引き続き全戸訪問に努め、必要な支援や助言を行います。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位:人

推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	358	356	356	358	364
②確保の状況	358	356	356	358	364
乖離 (2-1)	0	0	0	0	0

(10)養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要な家庭に、保健師や家庭児童相談員等の訪問支援を 実施し、安定した児童の療育支援を行う事業です。

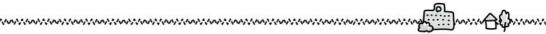
確保方策

乳児家庭全戸訪問事業において、養育支援が必要と思われる家庭を早期に発見し、適切なタイミングで支援できるように努めます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	91	90	90	91	92
②確保の状況	91	90	90	91	92
乖離 (2-1)	0	0	0	0	0





(11) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の異常を早期に発見し、早期治療につなげることで、母体の健康管理及び胎児の健全な発育を促すことを目的として健康診査を行う事業です。医療機関で実施される妊婦健診にかかる費用のうち、14回分までを助成しています。

確保方策

安心して妊娠期が過ごせるよう、妊婦健診の受診率100%をめざし、事業の周知を行い、提供体制を整えます。

■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

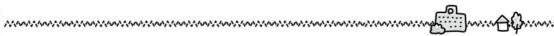
推計值	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	414	412	412	414	421
②確保の状況	414	412	412	414	421
乖離 (2-1)	0	0	0	0	0



第6章 計画の推進のために がいれる。 がいれる。 でいる。 でいる。







第6章 計画の推進のために

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み(役割)と市全域での取り組み(役割)が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表および周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。 計画の周知にあたっては、市広報紙やホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、 地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

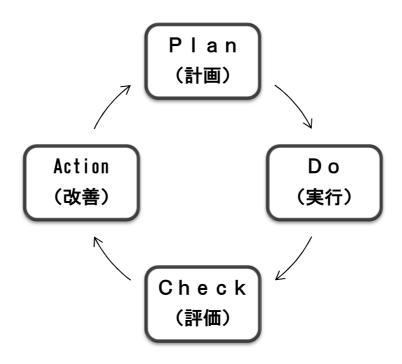


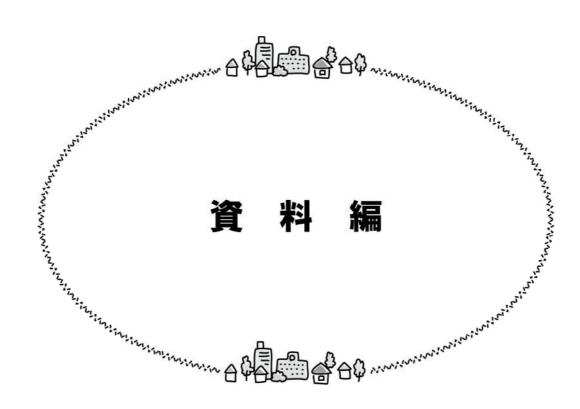


3 計画の評価と進行管理

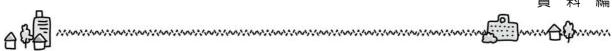
子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

毎年度の取り組みの進行管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。









資料 編

加東市子ども・子育て会議委員名簿 1

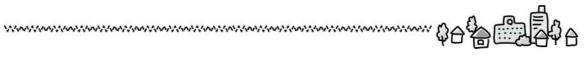
2 会議の経緯

【平成30年度】

月日	内 容
7月12日(木)	平成 30 年度第1回加東市子ども・子育て会議
	(協議内容)
	・平成 29 年度加東市子ども・子育て支援事業計画の
	進捗状況について
	・第2期加東市子ども・子育て支援事業計画について
2月5日 (火)	平成 30 年度第2回加東市子ども・子育て会議
	(協議内容)
	・加東市子ども・子育て支援に関するアンケート調査に
	ついて
	・平成 31 年度における就学前教育・保育施設の状況

【令和元年度】

月日	内容
7月24日(水)	令和元年度第1回加東市子ども・子育て会議
	(協議内容)
	・平成 30 年度加東市子ども・子育て支援事業計画の
	進捗状況について
	• 第2期加東市子ども・子育て支援に関するアンケート
	調査結果の報告について
	・第2期加東市子ども・子育て支援事業計画骨子案の
	検討について
10月10日(木)	令和元年度第2回加東市子ども・子育て会議
	(協議内容)
	• 量の見込みに対する確保方策の検討について
	・加東市子ども・子育て支援事業計画の検討について



第2期加東市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2(2020)年3月

発行者 教育委員会 こども未来部 こども教育課

住 所 〒673-1493 兵庫県加東市社 50番地

TEL 0795-43-0546

FAX 0795-43-0559

URL http://www.city.kato.lg.jp/

